

第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和2年3月6日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和2年3月6日 午前9時開議

日 程 第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日 程 第 1 一般質問

出席議員(10名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	小 野 覚
3 番	伊 藤 好 晴	4 番	瀧 尻 行 雄
5 番	門 眞 一 郎	6 番	熊 谷 兼 樹
7 番	内 藤 眞 一	8 番	高 橋 英 次
9 番	景 山 登 美 男	10 番	安 部 丘

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 高 木 ゆ か り 書 記 星 野 崇

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 碕 英 樹	副 町 長	塚 原 隆 昭
教 育 長	矢 飼 斉	教 育 次 長	永 井 あ け み
総 務 課 長	大 谷 哲 也	総 務 課 総 括 監	和 田 眞 一
地 域 振 興 課 長	長 島 淳 二	企 画 財 政 課 長	那 須 忠 巳
住 民 課 長	藤 原 清 伸	産 業 振 興 課 長	森 山 篤
保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵	建 設 課 長	那 須 和 博
基 幹 支 所 長	藤 原 一 也	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
飯 南 病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	会 計 管 理 者	門 脇 貴 子
		代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

午前 9 時 00 分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（早樋 徹雄） 日程第 1、一般質問を行います。

会議規則第 61 条第 2 項に基づく質問の通告がありますので、受付順に発言を許します。

はじめに、7 番、内藤眞一君。

○7 番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、内藤眞一君。

○7 番（内藤 眞一） 7 番。

おはようございます。今年の冬は暖かく先月 18 日は久しぶりに除雪が必要な雪を見たような気がしました。大変過ごしやすい冬で良かったのですが、反面農家の皆さんは春先の水不足を心配なさっています。

さて今日は町長がいつもお話になる、住みたいまちにする方法の一つとして二つの案と先般少人数学級に関するその構成に関する件について伺いたく思います。

まず一番目に飯南町の移動販売の今後について伺いたく思います。

飯南町では平成 26 年から、「町内のどこに住んでも安心して生活できるように」と赤名ローソンポプラが、移動販売を始められました。少子高齢化の進む飯南町的生活支援策の一つとして、この事業の一部である燃料費相当を補助されていると思います。

この移動販売を始められたころは、町部の商店の邪魔になってはと、郡部のみを走行していました。その当時は、平日ご自宅においでのお年寄りのみなさんには馴染みが薄く、売り上げもわずかだったようです。しかし、だんだんと理解されるようになって、今では販売車が来るのを楽しみに待っていただくようになっていると伺っております。最近伺ったあるご家庭の話では、若いお嫁さんがお休みの日に丁度この販売車が来たそうで、おばあさんが出られるものと思っていても、一向に出られないのでお部屋に行ってみると、テレビの声が大きく販売車が声をかけても分からなかったようです。でもテレビの横には財布の入った買い物かごが置いてあったそうで、若いお嫁さんが急いで販売車を止め、無事に買い物できたとお話しになっておいでになりました。

このようにお年寄りには、自分が買い物ができる楽しみがあるようで、遠慮して通行していなかった町部の皆さんから「よその地区には、あの販売自動車が行くのに、うちにはどうして来ないのか」のおはなしを時々聞くようになりました。

よく考えてみると5年前と現在を比べると、町部といっても今は食料を扱う商店はほとんど無く、Aコープが唯一品揃えの出来ているお店かと思うのです。

その上、誰でも一緒に5年もたつと、歩いてAコープに出向いていたのがだんだんと厳しくなり、他所の話を聞くと我々の所にもと、お考えになるのは当然のことです。

その上御存じかと思いますが、昨年から赤名にあるAコープさんの営業時間が短縮されたうえ、日曜日の営業がなくなったと伺っています。赤名の町の方も来てほしいとお考えかとも思います。当然頓原の町部の方からもこの声は伺っています。

ローソンポプラで聞いてみると、燃料費補助もいただいているから何とか人件費が賄えるようになった、とお話になっていました。

しかし、この補助は令和2年度までです。その先が運営できるのか分らないと心配しています。

このような状況ですから、ここ一年で増車または車両の大型化等の運用支援を今一度検討されてはいかがでしょうか。勿論すぐにできるに越したことはありませんが、車を運転し販売できる人材が必要ですし、財源も必要です。

人材はお店の方で検討してもらわなければなりません、財源は、地元の老人のために等々とふるさと納税をいただいている方々のお気持ちにも答え、活用させていただくのも一つの方法かと思います。行政と民間が買い物弱者の支援を一緒になって協力し、この事業が継続できるよう検討をいただきたいと思います。

町長がいつもお話しになる「宝島社の田舎暮らしの本」において子育て世代、若者世代、シニア世代それぞれで「住みたい田舎ランキング」で常に上位に位置し、特に人口は少ないけれど住みたい田舎では全国第一位であり、1月の何日だったかは覚えていませんが日本海テレビ「秘密のケンミンSHOW」で、鳥取県出身の石破元国務大臣が小さいまちの住みたい町ランキングでお隣の島根県飯南町が全国で第一位と宣伝もしていただいたように皆さん方ご存じのとおりです。

今、介護施設では人手不足のため、外国人労働者雇用のお話もあると伺っております。しかしお店の無い町に労働者が集まってくれるでしょうか。この町をいつまでも維持していく上での一つの方法かと思います。来年度からわずかではありますが免許証返納者や免許証をお持ちでない方にタクシー券の配布も行われますが、住みたい町の一つの方法として、是非検討いただきましたと思います。

町長の考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。番外。

おはようございます。

7番議員からご質問いただきました。

移動販売の支援についてということでございますけども、ああして飯南町のこうして移動販売の事業、色々ご苦労かけておるわけでございますけども、ご質問が赤名ローソンポプラさんということでございますので、ローソンポプラさんを対象といたしまして答弁をさせていただきます。

まず始めに、赤名ローソン・ポプラさんには、日常生活に必要な食料品などの移動販売を行いながら見守り活動等も本当に感謝を申し上げるしだいでございます。

事業者さんからお聞きをいたしますと、議員からもご紹介ございましたけども移動販売を楽しみにしておられる高齢者の方も多くあるところでございますし、また、運行範囲を広げて欲しいとの声もあるということでございます。そして、物品の販売のみで無く、高齢者の方々を中心といたしまして様々な生活をサポートしていただいているとのことでございます。本当に有難く思うところでございます。こうした移動販売につきましては、町内商店が少なくなり、高齢化が進む本町においては、必要なサービスとなっていることを私も十分認識をしているところでございますし、議員からございましたけども、ああして石破先生のご紹介もいただきましたけども、私もですねゴールデンタイムのこの本当に人気の高い番組の中でそうした発言をいただいたということで、町外の方からも本当に飯南町頑張っとるねという言葉をしていただいております。早くに石破先生のところへお礼へ行かなきゃいけないなと思っておりますけども、まだ行ってませんけども、そうした住みたい町を形作る上で、欠かせない機能ともなっているというふうに感じておるところでございます。

そうした中で、先程の運行範囲の拡大等の要望に応え、また、今後も中々その運営状況厳しいということもお聞きしております。そうした今後の運営が継続できるために町の支援を、ということでございますけども、その方法として議員からは車を増やすあるいは車の大型化をとの具体的なご提案をいただきましたけども、それらの取り組みについてもですね、やっぱり課題もあるということも議員もご指摘になりました。なるほど事を左様に事業者さんにおかれましても、色々そうしたことについても検討いただくことが必要であるというふうに思うところでございます。そうしたことなどから、始めに申し上げましたように、私とすれば行政とすれば必要なサービスと考えているところでございます。現在の町の支援というのが令和2年度までということになっておるわけでございまして、その後の事業を継続していただくためにどのような支援が必要なのか、事業者さんのお話を良く聞かせていただきまして検討してまいりたいというふうに思うところでございます。

○7番（内藤 真一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤真一君の質問を許します。

○7番（内藤 真一） はい。

お答えいただきました。言いましたように今すぐという話ではなくて、一年後を見据えてですね、ひとつ一緒になって検討いただければというふうに思うところです。

れでは二番目の質問に移りたいと思います。

大万木山他の登山道、休憩所等の環境整備について伺いたいと思います。

昨年 11 月に私、中学校の同窓生と初めて地元飯南町の最高峰、大万木山に登りました。私も山登りが好きな方ではないものですから、一度は登ってみたいと思いながら実現していなかったのですが、友人の誘いに「隣町の吉田町から行くと、1.5Kmしかないから」と言われ、その気になったのです。確かに駐車場入り口には 1.5 Kmと書いてあり、それを信じて歩きましたが平坦な道ではなく、どこまで行っても 1.5 Kmだったような気がしております。何度か途中休憩をして、山頂を目指しました。約 1 時間半をかけて山頂にたどり着きました。大万木山へ登ったという感激と山頂から見る景色に感動し、山に登られる方はこの達成感が楽しいのかなと思ったところでした。

しかし、ここで大変残念に思ったことがありました。山頂付近に設置してあった休憩小屋とトイレです。なんとお粗末なことかと思ったところです。他の山がどのようなになっているのかはわかりませんが、先ほども申し上げましたとおり、私は山登りが好きな方ではないものですから、琴引山や三瓶山程度しか登った記憶はありません。琴引山には仮設トイレはあったと記憶していますが、本当にこれでよいのかと感じたところです。途中の山道はゴミ 1 つ落ちてないことに感心して歩いて行きました。登山というか山登りをされる方のマナーの良さに大変感心したのに、このことは残念に思った次第です。素人なので分かりませんが、後から考えてみるとゴミ 1 つないということはトイレひとつにしても、最近のことですから携帯用の装備品でも持参しておいでなのかと思ったところです。

40 名近くおいでになりました山頂の愛好家の方ですが観光協会が募集した方のようにして、その他の団体の方も多数おいでになっていました。観光協会は年に何回も色々なイベントを計画し、募集して大万木山にお連れしているのに、この状況でいいのかな。苦情や要望は無いのかと疑問に思ったところです。勿論休憩所、トイレの設置、維持に費用は掛かります。テレビ、新聞でも以前報道されたように、富士山は 1,000 円、大山も入山料を取られるとか、近くでは三瓶山が検討中とありました。昨年 12 月 3 日の新聞にも掲載されておりました。

飯南町も登山道の草刈・倒木処理を地元自治会にお願いして、維持を図っていますし、トイレ清掃も一部行なっています。加えて県も県有林維持のため草刈・倒木処理・トイレ清掃を行っておいでと伺いました。

このように県も町も山の維持・管理を図っています。目的は異なるのかもわかりませんが、休憩小屋、トイレ設置及び清掃等に活用するためには、決して高くない料金で入山料を頂戴することは、登山者の方々にも十分ご理解がいただけるものではないかと思っております。大万木・琴引・女亀・衣掛の各山の年間登山者推計は担当課の予測で約 1,600 名以上とか、仮に 100 円であったとしても、町負担の助けにもなろうかと思えます。

それに加えて、以前同僚議員から、頓原の町などに公衆トイレ設置をとの要望があつておりましたが、頓原だけでなく赤名・来島・志々にしても同じだと思っております。

来年度も案内看板の設置等考えていると担当課は言っていますが、飯南町で観光人口を増やすには、案外このような恵まれた自然環境の保護と整備が一番いいのかもわかりません。自然を大切にその先も考え予算および、管理の方法も検討する必要があるかと思います。住みたい町にするには、これも一つの方法です。環境の良さは必ず来た人に嫌な思いはさせません。

これは案ですが今後の対策について、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、内藤眞一君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。番外。

引き続きご質問いただきました。

大万木山他、登山道・休憩所等の環境整備についてのご質問でございます。

議員からございましたけども本町には、大万木山や琴引山またここからはですね、正面にああして最近、天空の朝ごはんということで非常に人気も出ておりますけども歴史の深い衣掛山をはじめといたしまして、登山愛好家に親しまれている山がいくつかあるわけでございます。いずれも、飯南町を代表する観光資源であると思っております。

議員からございましたように、大万木山においては、休憩所やトイレを県が整備をされまして、管理がなされていますが、実際劣化も進んでおるところでございます。また琴引山におきましては、山頂にトイレを整備をしてあったんですけども、これ頓原町の時代ですね、随分ご苦労されたというふうにお聞きしておるところでございますけども、これも今、老朽化により利用ができない状況になっておるところでございます。

また、登山道につきましても、毎年、最寄りの自治会組織等に草刈りをお願いをいたしまして、管理にご協力をいただいているところでございます。こうしたより多くの登山愛好家に飯南町を訪れていただくために、そういった環境整備は必要なことと、私も考えるところでございまして、議員から観光協会が主催したツアーをやっておるということで、本当にこれ多くの方にですね、おいでいただいております、ご心配の事が今質問にあったわけですけども、同行しておる職員に聞きますと前提にですね、今上がっていただいておりますので、トラブルは無いということでございますけども、そうした状況でございます。令和2年度におきましては、中々1年です、そうした整備は出来ない。これ議員ご指摘のとおりでございまして、琴引山の登山ルートに案内板あるいは色んな説明ですね、そうしたものを整備することしたいというふうに考えておられて、今本定例会で議員ご承知のとおりでございますけども、250 万の予算のお願いをしておるということでございます。

そこで、こうした環境整備を行うにあたりまして、入山料を頂いてはとのご提案をいただいたわけでございます。議員からもご紹介いただきましたけども、ああして富士山、つい先だっては、これも議員からございました。大山のことありましたけども、昨年8

月から11月にかけてのこの大山での入山料徴収の社会実験を行ったということが中国新聞で報じられておりました。この中ではですね、その社会実験の結果では一人390円という料金がですね適当なとこだということで出たようでございますけども、こうした記事も目にしておるわけでございます。

また三瓶山についても、ああして議員ございました入山料導入の検討に入るとの、新聞報道もされておまして、今後そうした考え方が広まっていくのかなという感じを私もいたしております。

トイレ整備につきましてもですね、以前と比べ方式や形態も様々な商品が開発をされておるわけでございます。そうした中で、どのようなものであれば現実的に整備が可能なのか、また議員ご指摘のとおりそうした施設の設置も含めて維持ということについての入山料導入ということにつきまして、これ調査研究を進めていきたいというふうにするところでございます。

○7番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君の質問を許します。

○7番（内藤 眞一） はい。

確におっしゃるように、検討していかなきゃあですね今日明日に、はいそれじゃあしましょうというような話とは若干違うと思っております。もう一つ私が付け加えて質問させてもらった、町部に公衆トイレをという件については町長いまお答えがなかったものですから、一つそれももう一度聞きたいというふうに思います。多分言い落されたんじゃないかなと思ったものですから。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。番外。

失礼いたしました。今の町部へのトイレ設置ということでございまして、これまでもですね、この一般質問においてですね同様の質問をいただいておりますけども、その時にお答えしておりますけども、中々今の状況からしてですね政策的に優先していかなくてはならないものがあるということ、それから必ずしもそのパーフェクトではありませんけども、町部においては近隣の色んなところの公共施設をご利用いただく、あるいは民間のですね、いわゆるサービス業あたりのですねご協力もいただきながら、そうしたご利用をしていただくということでのこれまでの考え方をお示しをしておるところでございまして、現段階今まで答弁している以上なものはですね持っておらないところでございます。

○7番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君の質問を許します。

○7番（内藤 眞一） はい。

中々1年、2年過ぎても状況が変わらないようでございますが、決して止めたという話ではないので、一つ予算化の事が当然あるかと思いますが、それこそ来島拠点施設なり今整備をしているところでして、決して新しくそんなもんを建てようという話ではなくてですね、そういう町が持っている施設、交流センター等々にですね付随させて、中に入らなきゃあ行かないというのが一番困惑ある話でして、外から行けるようなそういう風なものにしていけばですね、誰でも使えるという話になるんじゃないかと思っておりますので一つ検討いただきたいというふうに思います。

それでは最後ですが、最近報道等々あるとおり新型コロナウイルスの関係で町長ならびに教育長、大変てんてこ舞いのお忙しい状況ではないかと思いますが、大変ここで質問するのは心苦しいんですが、与えられた質問の機会ですから、島根県の子育て支援策の町長と教育長の意見相違について質問したいと思います。

丸山島根県知事は、子育て支援策拡充のため、小中学校の少人数学級編成を見直し、財源を捻出して放課後児童クラブの利用時間延長など、子育て支援を拡充したいとの方針を示し、各市町村の理解を求めてこられました。

これに対し町長、教育長は十分に協議、検討され飯南町としての方針を決め、最終的には昨年12月24日の町村会で、島根県知事の子育て支援策に理解を示されました。このことは新聞報道にもあったと思っています。当然教育長は教育委員会委員にも説明され理解されているものと思います。

しかし、先月2月2日松江市総合福祉センターにおいて、現行の少人数学級制度を後退させない「子どもと教育を大切にす県民のつどい」が開催され、そのつどいで飯南町教育長のメッセージが紹介されています。このメッセージは「少人数学級編成の継続を強く要望します」とあります。飯南町教育長としては、飯南町の代表である町長の意見を踏まえて対応する必要があると思うのですが、これは町長の方針に背いたことになり誠に遺憾と思うのです。一部の新聞では11町村の中で2町の教育長が意見を送ったとありました。

個人の意見は意見ですから自由だと思っています。それを否定しようとは思いません。しかし、特別職という立場を考えれば、いくら自由と言いながら今現在おかれている立場を尊重されるべきだったのかと思うところです。

私も少人数学級といいますか当時の分校育ちですし、少人数学級編成が決していけないとは思いません。しかし、子育て支援策の充実のためには、限られた予算の中で財源の捻出が必要と言う知事の方針は、いわばその小さい版が飯南町と思えば、この知事方針に理解を示した町長の判断は間違っていないと思います。

加えて言わしていただければ、教育長も個人的には立派な方だと思っています。昨年町内の某小学校の教師が不祥事を起した際、管理責任と自ら減給処分を申し出になるなど、責任感のある教育長でした。私が親しくしている町民の方も、なかなか立派だとお褒めになっていました。

それなのに、重ねて言いますが、今回の件は特別職の教育長メッセージとしては、どう判断されたのかと思いました。財政基盤の弱い飯南町では、県の方針に背を向けることが町民のサービス低下につながるようではいけないと心配したところです。

私が、人の良し悪しを言える立場ではありませんが、町長に任命され、私達議員も同意した教育長のこのメッセージは、某新聞に載るほど強烈なものだったのかと思うと、大変残念に思ったところです。

この件について町長の意見および教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（矢飼 齊） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 齊） 番外。

おはようございます。

7番議員の方から島根県の子育て支援策の町長と教育長の意見相違について質問を伺いました。少人数学級編成の見直し案については、12月24日以前に町長と協議検討し、飯南町としては理解できるということで確認しておりました。この会合への私のメッセージは、私の教育者として、いち教育者として小学校1年生だけは少人数学級編成は、必要だという考えから発したものでした。

しかしながら、飯南町教育行政トップの教育長として、また組織の中の一人として町行政のトップである町長の意見に背いたメッセージを発したことについて、議員が遺憾に思われるのは当然であります。

私自身、大変資料が足りなくて軽率な判断、行動であったと考え深く反省しております。私を町長に任命された町長ならびにそれにご同意いただいた議員の皆さまの信頼を損ねたことに対し重ねてお詫び申し上げます。

誠に申し訳ありませんでした。

今後は町行政方針に沿い、飯南町の教育を第一に考え町部局と一体となり教育行政に一生懸命努力する考えでございます。

以上です。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。番外。

お答えをいたします。

町長の意見ということでございましたけども、思うところを述べさせて、お答えをさせていただきます。

まず初めに本件につきましては、早樋議長をはじめ議員各位には大変なご心配をおかけしたとことでございまして、私といたしましても大変申し訳なく思っておるところでございます。本当に申し訳ありませんでございました。

まず私といたしましては、誠にですね残念であったというふうに感じている、思っ

いるところでございます。議員からご指摘になりましたように、町長と教育長が同じ方向を向いて、その飯南町の教育あるいは町づくりを進めていかななくてはならない。これ当然のことでございます。言うまでもありません。

そこで今回のことでございますけども、これも議員からございました。しっかり話をお互いしとったんだろということでございまして、私と矢飼教育長ではこの件につきましては意見交換を行いまして、それでなくても残念ながらということになると思いますけども、本町は少人数での学級これ勿論、良い面がたくさんありますけども、いわゆる県が示している中での少人数学級でありまして、今回の知事のお考えは、飯南町の学校運営に影響がなく、子育て支援が強化されることは関係すべきことといたしまして、飯南町とすれば支持することを確認をいたしておりました。ですから今回の事は、島根県や島根県教育委員会とは関係のない民間の集会であったために、教育長から今答弁ありましたように、いち教育者としての思いで行動された。あるいはですね、言葉が足らなかったというふうに弁明もいただいております、私もそういうふうに理解をいたしております。そうしたことで、矢飼教育長におかれましては先ほどの答弁のとおり今回の事をしっかりと踏まえ、今後行動していただけることと思っておりますし、そうお願いもいたしているところでございます。

そしてまた議員からご心配いただきました島根県との関係でございますけども、私から知事ならびに島根県教育長、また早樋議長からもですね、島根県知事に事情説明をさせていただきます。ご理解いただいているということを申し添えておきます。

以上でございます。

○7番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君の質問を許します。

○7番（内藤 眞一） はい。

はい、お答えをいただきました。

決してその頭を下げてもらおうとか、そういうふうな事を思っているわけじゃあございませんが、我々行政に携わる人間としてこれから、いかにうちの町が良くしていこうかと、私だけじゃなくて誰もが考えている話でして、その時に色んな面で支障があっては困るというのが一番でございまして、一つ今後ともそこら辺の意見交換は十分していただいでですね、意見の行き違い、まあ行き違いがあったんじゃあないという今町長の説明でしたけども、取り方によっては行き違いなわけでした、そこら辺が起こらない事を一つ願うばかりでございます。

終わります。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君の質問は終わりました。

.....
○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

8番、高橋英次君。

○8番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君。

○8番（高橋 英次） はい。8番。

おはようございます。8番議員の高橋でございます。

本日は、もうすぐ3月11日を迎えますので、地震災害や災害に対する対策、そして取り組みについての項目と、町における備蓄品の現状についての2つの項目を設けまして、その中でそれぞれについて質問を行ってまいりたいと思います。

最初に、災害に対する対策と取り組みについて質問をいたします。

先ほど申し上げましたように、来週には3月11日を迎えることとなります。ご存知のようにこの日は、東北地方太平洋沖地震が発生した日でございます。この地震による福島第一原子力発電所事故などの災害を併せて、東日本大震災と呼ばれているのはご案内の通りかと思います。平成23年、2011年3月11日、金曜日、14時46分の発生から早9年が経とうとしております。

昨年、これは昨年の12月現在の数字でございますが、死者の数、これは直接死の方ですが亡くなられた方は、1万5,899人、行方不明者2,529人、建物の全壊半壊合わせて40万4,893戸、現在も避難されている方は4万8,633人と報告されています。また発災直後は、実に47万人にもものぼる方々が避難をされていたと言われております。大変大きく痛ましい災害でありました。

最近での被害の大きな地震は、平成30年9月、北海道胆振東部地方地震、同じく平成30年6月の大阪府北部地震、この島根県でも平成30年4月にマグニチュード6.1の島根県西部地震、また平成28年4月には熊本地震がございます、お隣の鳥取県でも同じく平成28年の10月には、鳥取県中部地震が発生しています。ただいまのは物的被害が大きなものだけを取り上げましたが、私が社会人になってからだけでも、非常に沢山の大きな地震が起きております。

この地震や災害はいつ、どこで起きるかも分かりませんし、いつ自分自身がそうした状況下に置かれるのかも、誰にも分かりません。

しかしながら、常日頃平和な社会や、平穏な日常生活の中に身を置いていますと、その大きな地震や災害のこと、またいつかは自分の身にも起こりうるかもしれないという意識が、ややもすると、日々の意識の中から離れていることがあります。

そうしたことではいけないと思い、今までに起きた、あらゆる災害や地震を風化させず、忘れることなく、そして、これから起き得るかもしれない地震や災害に対する備えとして、私は次の2点の事を提案致します。

まず1点目ですが、島根県は地震を疑似体験できる起震車を所有していますが、確か2年前だと記憶していますが、関東大震災や東日本大震災、また熊本地震などの揺れや、マグニチュード9クラスの揺れも体験できる機能を装備をした起震車に更新していると記憶しております。

県としても、多くの県民の皆さんに体験活用して頂き、島根県全体での防災意識を向上させたいとの思いで、4千数百万円を掛けて更新されたのだと理解しております。

そこで、我が飯南町においても、防災訓練やイベントなどを開催する機会に、この起震車を積極的に活用して、住民の皆さんに普段体験できない大きな地震の疑似体験をしていただき、防災意識を更に高めてはいかがでしょうか。

現実起きてしまったマグニチュード7.3の阪神淡路大震災や、マグニチュード8.4の東日本大震災の揺れの体験と共に、これまでに味わったことのないマグニチュード9の揺れとはいったいどんな状態になるのか、そして実際に地震の揺れの中に置かれた状況で、今まで避難訓練などで学んだとっさの避難行動や、危険を回避する動作が出来るのか、それも確認が行えるのではないかと考えております。

この何が出来て何が出来ないか、この貴重な体験をしていれば、家庭においても家具や食器の配置場所、準備しておかなくてはならない物が分かり、家庭内で避難経路を確保する時にも役立つのではないのでしょうか。これが一点目でございます。

次、二点。起きてはならない災害ですが、ときには大きな牙を剥き、私達に立ち向かって来ることがあります。

万一災害が起きた場合は、まず正確な情報を入手しなければなりません。しかしながら、道路の寸断や川の氾濫、橋の崩落、火災の延焼など、ただちには災害現場の中での詳細な調査は出来かねる場合があります。そのような状況下でも、小型無人機ドローンを上手に活用すれば、正確な被害状況の確認や、また安全な道を確認することが出来、迅速な災害への対応ができるのではないかと考えております。

また、被災地や孤立した僻地などへの医薬品、緊急物資などの輸送においても、大変有効な手段となるのではないのでしょうか。現在この飯南町では、小型無人機ドローンを実際に利用して災害調査を行っているのでしょうか。利用していないのであれば、これから研究、導入に向けての取り組みが視野にあるのかどうか伺います。

以上、災害に関連した質問に対しての答弁を求めます。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。番外。

8番議員から、3.11を前に災害に対する備えについてのご質問、ご提案をいただきました。

始めに起震車の活用ということでございますけども、ああして地震による被害を少なくする減災の取り組みをすすめるためには、住宅の耐震化や家具の固定などのハード対策とともに、「自分の身は自分で守る」という一人ひとりの意識と行動が必要となります。そこで、起震車でございますけども島根県におかれましては、議員からご紹介がございました実際に地震の揺れを体験をし、防災意識を高めることを目的として、平成30年3

月に地震体験車を導入されたところでございます。議員からご紹介のあったとおりでございます。これもご紹介ございました。この車はマグニチュード9クラスの揺れを体験することが可能でございまして、この体験により改めて、地震の恐さ、すごさを感じていただけるものと思いますし、また改めてその対応を考えていただけるもの、これも議員がしっかり述べられたところでございますけれども、そうしたことだと思っております。この体験車の使用につきましては県内各消防本部での月単位での輪番制というルールがございまして、この雲南消防本部に配置されるのは、直近で本年12月となっております。

こうしたことで、なるほど大切な提案をいただいたところでございまして、そしてまた地震いつ起こるか分からないということで、早くにこうした体験をしてもらおうということ大切だと思っております。12月ということであります。ただこれが年末とそれから冬のことがございまして、そうしたことがありますけれどもそこから状況も見ながら、あるいはちょっと色んなご相談をさせていただきながら、まず12月を目標に。そうしてまた防災訓練、再来年度になるわけでございます、その時の車の状況もございまして、議員ご提案のとおりですね、この地震の体験車を上手く活用してですね町民の皆さま方にそうした意識を高めていただきたいというふうに思うところでございまして、そうしたことに取り組んでまいろうと思っております。

それからドローンでございまして、ドローンの活用いたしまして災害情報調査についてのご提案をいただきました。

現在本町では、ああして町のPR動画には使っておるわけでございますけれども、こうした調査には使っておらないわけでございます。また民間では、水田の農薬散布等に使われておるわけでございますが、こうした様々な分野での活用が進められておるわけでございます。議員ご提案のとおり、この災害調査にはですね本当に有効な手段であるというふうに思いますし、また物資の輸送ということも提案いただきましたけれどもご承知のとおりこれについては、隣の美郷町でですね、かなり大規模なものを今進めようとしております。実はこのことについて、つい先日職員がそうした関係者の皆さん方から勉強もさせていただいておりますけれども、物資ということになりますと時間が短いことから、その充電をしっかりとやる基地を構えていかないといけないということ、様々な大きな課題もありますし、それなりの大変な投資が必要になってまいります。議員はそうしたことを踏まえてのことだと思っておりますけれども、そうしたことを含めてですね災害の調査あるいは今後の物資ということも頭に入れながら、このドローンの導入については、調査、研究をしてまいりたいというふうに思います。

○8番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君の質問を許します。

○8番（高橋 英次） はい。

町長の災害に対する前向きな答弁をいただきました。町民の安心安全を守るためにも是非とも災害対策に力を入れていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次は、災害時や緊急時に対する備蓄品の現状について伺います。

今年の冬も暖冬という事で、雪の降らない、生活を営む上では大変過ごしやすい冬でございました。

しかし、その過ごしやすかった冬が一転し、日本のみならず、世界中が大変な状況に今陥っているのはご存知と思います。中国で発生していた新型コロナウイルスが1月、神奈川県において日本国内で初めて確認され、以来その猛威は衰えを見せずに全世界へと広がっております。

先日は飯南町では、山碕町長自ら新型コロナウイルスに対する、町としての対応と国より要請がありました小中学校の休校についての説明を放送でなされたところでございます。また、全町民の皆様のご協力を得て、飯南町の安心安全な生活を守っていくとの力強い意志の表明と、それに伴う町民の皆様へのご理解とお願いも述べておられる内容のものでございました。町長の声でのメッセージは、不安な思いで過ごされている町民の皆様方にとって、大変勇気づけられたものになっており放送にいたる判断は最善であったと評価する次第であります。

この国難ともいえる状況に直面しているなか、私達は決して臆して怯えることなく、一部のデマなどに振り回されず、正確な情報に基づき、自己防衛に努め、揃って打ち勝ち、皆でこの危機を乗り切っていかなければならないと思うところでございます。

手洗いやうがいの励行、人込みを避ける、咳エチケットを心がける、外出時のマスクの着用、などの方法が対策の手段として考えられるわけですが、ご承知のように、マスクをはじめとする、手指などを消毒する各商品なども全国的に不足が続いている状況でございます。また最近では、トイレットペーパーやティッシュペーパーなども不足していると聞き及んでおります。

このことは、多分にデマと誤解のもとに起こっている現象ではないかと思われませんが、あの思いやりや、節度ある日本人の姿はどこに行ってしまったのかと、テレビや新聞などの報道を見聞きするたびに、ふと考えてしまいます。

そんな中、こうした一連の状況を目の当たりにして、この質問を考えたわけですが、マスクの備蓄も含めて、災害時、緊急時に対する町の備蓄品についての現状を、何点か伺いたいと思います。

まず、マスクも含め、現在の備蓄品目とその数量はどうかというのが一点。

賞味期限・消費期限など期限の定めのある品目の取り扱い、これはその処分方法も含めてですが、どのように管理を行っているのか。また、それらの保管場所はどこか、地域別に保管しているのか。

そして最後に、備蓄に対する基本方針と、備蓄品の選定基準、備蓄品目の決定手順を伺いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、高橋英次君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。番外。

引き続き、災害時、緊急時における備蓄品のことにつきましてご質問いただきました。

まず始めに、いま町での備蓄品でございますけれども、まず食料ということで、乾パンや米類が約 1,500 食分、そして保存水 500 ミリリットルボトルで約 350 本、そして給水袋が約 800 袋、毛布を 140 枚、簡易トイレとトイレ用テントがそれぞれ 5 個、そして防水シートが 50 枚でございます。そして消毒液が約 160 リットルございます。マスクの事非常にクローズアップされておりますけれども、実はこれ町の備蓄庫へはですね、子ども用のマスクを 2,000 枚備蓄しております。で、町内各学校にマスク大を約 8,500 枚、そしてまた、小をですね 6,000 枚を備蓄しておるということでございます。

このうち賞味期限のことでございますけれども、食料品については賞味期限 3 年から 5 年という物を備蓄しております。こうした賞味期限が到来しそうな品目につきましては、各種訓練やイベント等に提供いたしまして活用しているということです。そしてまた配置場所でございますけれども、本庁舎、そして各支所、頓原防災センターに分散をしておるということでございます。

また、備蓄に対する基本方針でございますけれども、実はこれまだ現在定めておりません。今後策定しなくてはならないと、こうしたご質問、ご指導いただきました。策定しなくてはならないというふうに思っております。

従って、現在は当面のですね、対応しておるわけでございます。その考え方といたしましては、新たに食料品目を備蓄する場合には、この飯南町の人口の約 1 割程度が被災したことを想定をいたしまして 1 日に必要な、いわゆる米ご飯類ですね、ご飯類を確保するというようにしております。選定にあたっては、賞味期限が長いものということでございますし、なお且つ水や湯を必要とせずそのまま封を切れれば食べれるものというのを最優先しております。給水袋につきましては、一人 1 日 3 リットルの 2 日分という目安がございまして、これも人口の 1 割程度が被災したことを想定した備蓄量にしたいというふうに思っております。また扱いやすさを考慮いたしまして、リュックタイプのものをですね選定をしております。今後は、紙おむつや粉ミルク等、またアレルギー対応の品目について研究をいたしまして順次備蓄をしていきたいというふうに考えております。

せっかくこうしてご質問いただきまして、備蓄ということについてはですね、町に限らずということでございます。例えば町の関係がいたします道の駅でございますけれども、町内にも赤来高原、頓原、二つもあるわけでございます。いま偶々私、全国道の駅連絡会の役員をさせていただいておるわけでございますけれども、国交省と一緒にしながら

この道の駅をですね、これまでも進められておりますけども、やはり今の時代しっかりとした防災拠点にしようということで、様々なですね災害対応が出来るような設備をはじめまして、今役場の前工事しておりますけども、これも停電になった場合、道の駅はしっかりと機能出来るようにということでございますけども、併せてですね、今全国の駅長、女性の方もおられるわけございまして、特に今うちの赤来高原の木村駅長もですね、全国の4、5人でですね、こうした女性の視点から備蓄のことについて災害に対応ということで、色々検討しておりますして今メーカーと協議も進んでおりますけども、一つはですね、先ほど言いました。紙おむつですけども、紙おむつとおしりふきとそれからそれを処理する袋、こうしたものを一体としたものを商品として緊急の場合に、あるいは若干のものは備蓄しようということ、それからミルクにつきましては、粉ミルクは非常にこれまでも報道されておりますけども、湯を沸かしたり色々ありますので液体ミルクですね、これを道の駅で扱おうということで是非この飯南町においてもですね、お子さんをお持ちの皆さん方に液体ミルクも使っていただきましてですね、これは道の駅に良いということになれば、道の駅にありますからということで、そうしたこともですね、やっぱりこれ民間ではありませんけども色んなところでそうした備蓄を進めていくということだと思っております。こうしたご質問いただきましたので合わせてですねそうした所でも備蓄ということについてもですね、いま備えをして行こうとしておるということをお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○8番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君の質問を許します。

○8番（高橋 英次） はい。

答弁をいただきました。乳児にも対する考えを示していただきましたが、やはり災害避難をすれば老若男女、皆すべて一緒のところにおるわけですが、その中でのまた色々考えて、品物を揃えていただければならないし、また病院とか介護施設の方々ともお話をされて、これは必要であるということも認識もされて病院関係者とか各課の横断して色々な備蓄品、品目そんなに一遍にはたくさん備蓄することが出来ないと思いますが、各種色々数を最低3日間とすれば、県とか国とかの援助が来ますので、そういう事も踏まえて多方面の意見を参考にされて品目の選定にあたっていただきたいと。これは意見でございますが、以上をもって質問を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君の質問は終わりました。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は、10時20分といたします。

午前10時01分休憩

午前10時20分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

3 番、伊藤好晴君。

○3 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、伊藤好晴君。

○3 番（伊藤 好晴） 3 番。

おはようございます。質問に入ります前にちょっと町長にお願いがございます。本日最初の質問は、コロナウイルス対策について行いますけども、質問通告は教育長に答弁を求めています、教育長の範疇を外れてですね、町長のお仕事の範疇に入ることもあるかと思っておりますので、通告しておりませんので強要するわけではございませんけれども、できるだけご答弁いただきますようお願いをいたします。

最初に新型コロナウイルス対策についてお尋ねします。

特に学校の一斉休校を中心とした質問でございます。

現在町内の小学校3年生以上の児童、生徒は休学中でございます。休校中でございます。1、2年は学校に通っております。

今回様々な対応を取られましたけれども、この臨時休校に対しましては大変なご苦労があったというふうに私は思っております。この場を借りまして学校現場の皆さんをはじめとして関係の皆さんに感謝の意を表明するものでございます。

今回のウイルスの感染は、昨年の暮れに中国で発生をいたしました。それが世界的規模で拡散したことは、皆さんご承知のとおりでございます。

昨日の午後9時に厚労省が発表された数値を見ますと、国外での感染者数は92,100人、死者は3,186人であります。感染は増え続けています。国内での感染を見ますと前日より47人増えて、331人、死亡者は前日と同じ6人でございます。この数字には、横浜港に到着したクルーズ船の乗客などの感染者706人及び死者6人は含まれておりません。

国内は厚労省の発表であり、国外はWHOの発表でございます。いずれも感染があっても無症状の人は含まれておりません。そういう中で感染後、回復した人が国内で48人、国外で5万1,103人と報告されております。実際には感染の拡大が国内においても国外においても止まっていないのが現状であります。

都道府県別に見て見ますと、北海道の78人を筆頭に23都道府県で感染の報告があります。幸いなことに、島根県内では感染の確認はまだありません。

こういう中で、2月27日、安倍首相が小中学校・高校・特別支援学校などの全国一律休校を要請し、それを受けて、文部科学省は28日付けで3月2日から春休みまでの全国一斉の臨時休校をもとめる通知を出しました。

その後、安倍首相の発言について、政府が設置した専門化会議でも議論をされていなかったことが分かっております。自民党の国会議員からも「自民党対策本部会では、政府から説明がなかった」こういうことも報道されました。西村官房副長官も「総理が判断して下に降ろした」こういう風に述べて安倍首相の独断だったと認めております。

誰にも相談せず要請を発する、これは由々しき問題で非常に遺憾なことであります。

またその後になって、安倍首相は本人が出した要請について、法的拘束力はない。こういう風に述べております。その後で、地方自治体がこれを受けて、各地域において対応していただきたい。発言は自分でしておきながら地方任せの発言だと思います。これは無責任極まりない、こういう風に感じております。

今回のこの首相の要請発言及び、文科省の通知をどのように受け止められたのか教育長にお尋ねします。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、伊藤好晴君の質問に対する町長の答弁を求めます。

○教育長（矢飼 齊） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 齊） 番外。

3 番議員よりコロナウイルス対策についてご質問いただきました。

先ほどの国の要請に基づき、その時のですね、どのように受け止めたかということについてお答えしたいと思います。

まずはですね、大変驚きました。国からの突然の休校要請であり、学校現場から考えるとですね、学年末もあるし未実習など学習面における支援方法や卒業式はどうするのか、課題はたくさんあります。

しかしながら、児童生徒の健康安全確保が第一であるということを考えるとですね、国の方針決定は、苦渋の決断でありやむを得ないと感じたところでございます。

そして今回の危機的な状況の対応については、児童生徒に限らず町民全体の健康と安全の確保に係わることでありますので、町の教育委員会だけでは判断できない大変重要なところであると考えたところです。本定例会において、このような新型コロナウイルス対策についてご質問いただきました。議員の皆さま、それから町民の皆さまにですね、小中学校一斉休校。1、2年生を除くの処置をとったまでのですね経過について少しお話ししたいと思います。

お許し願います。

全国一斉休校の要請は、2月27日の夕方の報道で知りました。島根県県内の市町村はおそらくどこも予想外の緊急要請であったと思います。また安倍首相からの要請としてすぐにテレビ報道で流れたこともあり、小中学校、高校等に通う児童生徒や保護者の皆さま、また学校現場のですね教職員の中にも突然の出来事で、かなり動揺があったと思います。島根県からは27日、午後10時30分頃、電話とFAXにて連絡があり県立学校は3月2日から春休みまで臨時休校となるよう指示する予定であると伺いました。この時点では、文部科学省からの通知もなく正式な通知があったのは、翌日の28日午前10時過ぎでした。児童生徒や学校現場の混乱は大変大きく早い決断と対応が迫られていました。そこで教育委員会事務局で、今回の臨時休校の案を練り、町長と協議を行いました。そして島根県や文部科学省からの通知を待たずに、28日午前10時30分から臨時校

長会を開催して、現場からの意見を聴衆し、午後１時から町長と教育委員さんを含めた教育委員会との協議の場である、総合教育会議にて協議を行いました。今回の臨時休校の措置については、まずは児童生徒の健康と安全を確保すること。次に保護者の不安や負担を少なくすること。そして三つ目、早く方針を決定する必要があったことから近隣市町の状況も確認しながら、早い決断をしたところです。その後、午後２時過ぎに島根県教育委員会から県内で感染者が発生していない現状においては、徹底した感染防止の措置を講じたうえで、県立学校については臨時休校は行わないと通知されました。従って本町での措置を決めた後に、県立学校の方針が通知されたという状況です。島根県は、現状において臨時休校はしないという方針に決定したところですが、あくまでも県立学校への対応であり、市町村立学校への対応は市町村の判断となることが併せて通知されていました。

町としては、まず国からの強い要請であることを重く受け止め、文部科学省からの通知にあった通り、今がまさにですね感染の流行を早期に終息させるために、極めて重要な時期であるとの判断から、感染リスクに予め備えることが重要だと考えました。

次に、臨時休校の実施について考えたとき、まず始めに、小学校低学年は自宅において一人で過ごすことが困難であること。次に、保護者の負担がかなり大きくなることから、児童クラブの開設を検討したところです。厚生労働省からも２月２７日付けで、放課後児童クラブの開所要請の通知が出されています。

しかしながら、本町の児童クラブでは、１人ずつの机や十分なスペースは確保できず、学校における生活と比較したときに感染リスクが高くなるものと判断しました。また児童クラブも全学年が集まることになれば、１番の目的である感染防止につながりません。更に、臨時休校により保護者が休業せざるを得ない状況になれば、町内の事業所、とりわけ飯南病院、町内福祉施設の機能低下にもつながりかねません。町としても飯南病院や福祉施設の機能低下は、町民の命を守るという点において、避けなければならないものと考えています。

加えて、新型コロナウイルスの感染防止のためには、潜伏期間が２週間程度と言われていることから、最小限の２週間は必要であると考え、臨時休校の期間のめやすとしたところです。これらのことを踏まえて、総合的に判断した結果、３月３日から１５日までの約２週間、小学校３年生以上を臨時休校とする。小学校１・２年生のみ通常通り登校させるという緊急的な措置になったものです。

以上でございます。時間とっていただきありがとうございます。

○３番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） ３番、伊藤好晴君の質問を許します。

○３番（伊藤 好晴） ３番。

長い答弁をいただきましたが、私の質問したことにはあまり答えてもらえませんが、困惑と大きな動揺があったということは分かりました。質問している内容についてご答弁

をいただきたいと思います。今の大半は経過説明ですので、それは違う場所でやって下さい。

それで、先ほどの教育長の説明の中で島根県の対応について触れられた部分がありましたけども、僕、若干違うんじゃないかと思っています。

そっち言ってもいいですか。

島根県は先ほど言われたように、県立学校を一斉休校にしないということを決めております。これはですね、文科省が28日に通知した期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ設置者において、判断することを妨げるものではないと記載しておりますよね、それに基づいたもので、丸山知事が特に懸念されたのは、小中学校が休校した場合の共働き世帯や預け先の放課後児童クラブの負担増加、県が率先して県立学校の休校を見送ることで市町村が政府要請に従わない判断も出来ると、こういう選択肢を広げなかったと、すなわち市町村の風よけになりたいという思いがあったと思っています。もし間違っておりましたらですね、次の時に言っていただきたいと思いますけれども。

この文科省の通知に対する反論につきましては様々であります。一斉休校する自治体が生まれるのは当然でございますが、全面休校を見送るところ。それから休校にはするが、その期間登校可能にするところもあります。本町は先ほど言ったように、小学校1、2年生は出校。3年生以上は休校という道を選んだわけであります。これも町執行部は諸般の状況をかんがみて決断されたというふうに理解しております。

小学校6年生及び中学校3年生は、卒業までの学校生活を突然なくしたわけです。予定されていた卒業式も、縮小しての開催に迫られました。私は当初、学校休業の取りやめを求めようと思っておりました。ところが実情を調べたりですね、町執行部の説明を聞く中で、やむを得ない状況と判断し、休校期間中の対策についてのみ質問をします。

本日までで臨時休校が始まって3日経過しました。この3日間に教育委員会として休校に踏み切った措置、いわゆる不安や心配事。主に保護者にだと思えます。ここを払拭する努力が進められたかどうか、それと児童生徒及び保護者に対して3年生以上、休校にした根拠、これを分かりやすく説明されましたか、お尋ねしたいと思います。併せて保護者からの事情聴取などを行って、安心できる対策を講じられましたか。答弁を求めたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する町長の答弁を求めます。

○教育長（矢飼 斉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 斉） 番外。

3番議員の質問であります。答えられる範囲内のところで答えさせていただきます。

まず一番最初ですね、子どもの不安払拭をしたかというところについてです。一応学校からはですね、教育委員会から文書出しましたが、同じように併せてですね、ほと

んどの学校が、保護者宛に文書を出しております。併せて保健だより等もですね併せて休業中の形はこういう風にして下さいということでございます。

それから2番目の3年以上の根拠について丁寧に説明したかということについてでございます。これについては大変、家庭で一人で過ごすところの基準を設けたことについてはですね、学校のところについても委員会からについても、そこに明確には出しておりません。このことについてはですね、きちんと家で過ごすことは出来ないというところでですね、ご説明をしなくてはいけないというふうに思っております。

3番です。保護者それから子どもの安全についてどのように対処したかというところでございます。各学校より今でのところ、子どもの様子を聞いたり保護者さんにですね電話をしたりしてですね、一応校長会でもこの一週間内のうちにですね、子どもの様子はちゃんと見ましようということを要請しております。既に連絡された学校もありますし、これから一週間後の9日、10日のところでですね必ずそういう形でですね、お願いをしておるところでございます。

またですね、各学校より1、2年生の登校について通学方法等ですね、確認をしております。第一日目の終えたところで各学校の方へ行って、どういう様子であったかというところも確認させていただいてます。あと、子どもたちが家で過ごすわけですけどもそれについてどういう過ごし方をしているかというところも併せて聞いたところ、おじいさんおばあさんのところへ行っている。それから特別なところは、町外のところでお預かりしているというところまで聞いていますが、それが何人うんぬんというところまで詳しくは、今のところ捉えておりません。

以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

暫時休憩いたします。

休憩

再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

山碕町長。

○町長（山碕 英樹） 番外。

議員から冒頭ですね、町長ということのお話もありましたので少し、今から色々ご質問いただくんだと思いますけども、基本のところ为抓手してないと議論のすれ違いがありますので、今教育長答えましたけども、基本のところ私からもいわゆる総合教育会議ということで、この休校のことについては私も責任を持って、そうした方針を出したものですから、そこで答弁させていただきますけども、併せて県の判断どうであったかということもですね、もし何かあればということでおっしゃいました。

この休校ということについては、本当に色んな判断の中で行われたんですけども、さ

つき議員おっしゃいましたですね、基本のところの姿勢というのが、議員がおっしゃるいわゆる県の判断、これは私、丸山知事を悪くは言いません。お互いに色んなそういう事を考えて責任持ってやるわけと言いませんが、ただ私はその前提としたことがですね、違っております。これ違っておるといえるのは考え方が違っておったということです。これはやっぱり国が、もう少ししっかりとしたですね、方針というか、そこですよ混乱しておるのは、今私非常に疑問に思っているのが、さっきおっしゃいましたように全国で島根県のみがそうした高校を出していますけども、またそれに習ったこの県内でも自治体があるんですけども、さっき議員からおっしゃいました、このことについて文部科学事務次官から通知が来ておるんですよ、これはいわゆるその一斉臨時休校についてということでの通知で、これは新聞報道でしか知りませんが今議員も引用なさいました。期間や形態については、その地域の実情を踏まえて対処、その前段がですね、その前段は臨時休校の期間や形態なんです。ですからこれとりようはあるんです。ですから臨時休校を前提に期間とか形態を考えなさいということ、日本語を学んできているものからすれば、そういう事なんです、国が言っているのは。

ですから、今新聞報道されて県もですね、臨時休校という言葉は排除してこの期間や形態というところを、これ新聞報道ですから実際県がどういう姿勢か分かりませんよ、分かりませんが、事を左様にですね、ですから前提の捉え方、心の受けどころが違うんです。結果的に飯南町では先ほど教育長いいましたように、国がこうした色んな状況、知見を持つとるなかで、今児童生徒の一番安全を守るのは休校をすることが最善であるということで通知したわけですから、それはやっぱり責任持つ立場とすればですね、それを重視する。なおかつ、ただ島根県ではそうした状況にないから住民生活をなるべく支障は抑えなくてはならないということで、教育委員会事務局は良い案を作ってくれたと思いますよ。1、2年生一人で過ごせれんから、そうしたところで1、2年生は出そうと、期間も2週間にしようとは私はこれはですね、町民の皆さま方の生活も考えた最善の措置であるということですから、そういうことを議員は前提にされませんから、今後どういう事のご質問あるか分かりませんが、姿勢は態度は考え方はそうですから、それを踏まえて、その一般質問をいただきたいというふうに思います。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） はい。

町長答弁いただきましてありがとうございました。

あのですね、町長はまだ私の質問要旨が分かっていない。で、たまたま県のことは私がさっき発言したのは、教育長の口から出ましたから、こういう報道もありましたよと、私がそう思っとなるわけじゃないですよ、それは丸山知事しか分からない話です。先ほどもありましたように、今回本町で小学校1年生を出校にして、それから上は休むということに決められたことに1回でもおかしいじゃないかって言いました。言ってま

せんよ。私はその臨時休校したのは、差がありますよね、1、2年生とは。こういう対処したのは、町はそれなりの事情があってそれをかんがみてやられたらと。

こういう理解をしたとさっき言いましたよね。

全然聞いてませんか。

さっき言いましたよね。

[町長が議長と手を上げる]

ちょっと済んでからにしましょう。

さっき言いましたよ。

何か反論があるんですね。じゃあお願いします。

○町長（山碕 英樹） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） はい、山碕町長

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

反論はありません。

ちょっと例の件、反問権使わせていただきますけども、まあ反問になると思いますけども、私が3番議員のおっしゃいましたことを間違って理解したならお詫びを申し上げます。

私、基本姿勢として3番議員は休校にすることが反対ということの中でご質問いただいております。あるいはこれまでの言動の中に休校を何故させたかと、いうことがありましたから、それ先入観として入っておりました。ということでございます。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） はい。

ですから勘違いをしておられると。

当初は、休校するなという立場だったです。

それは、この前の全協までのところです。あなた方は、色んな説明をしたり、町長は夜と朝と2回告知放送で放送もされました。それでより色んなところに事情を聞きました。これはやむを得ないなと、思って理解したって僕さっき言いましたよ。

ですから今回の一部休校の理由が、町の色んな事情があったんだということは理解したって言っていました。

それ聞いとられなかったでしょ。

ですからそうなるんですよね。

ですがまあ、今いらん時間をだいぶ使いましたけども、そこんところはきちんと理解をしていただきたい。

今小学校1、2年を出校にして、それから上は休ましとるということに議論をいっとるんじゃないんですよ。それは認めたうえで質問をしとるんです。

冒頭に言いました。言っていないと思われれば、すぐになりませんが会議録を確認

してください。

先ほどの質問続けますけども。

色々教育委員会としても、学校等を通じて努力をしていることが分かりました。

何でこんなことを言うかといいますとね、とにかく一番保護者の不安があります。不満があります。そういうものを残さず聞き取る。そこからも私は今回の保護者に対する対応が始まると思ってるんです。聞かれてもすべてを解決することはできないかもしれません。けども、そこへ向かって努力を重ねていくのが行政としての責任じゃないかと思ってるから言ってるんです。

先ほど具体的な話は出ませんでしたけども、私も微力です。ね中々小学生3年生あたりの知り合いはいませんもんで、探しましたけども2人から話が聞けました。いずれも3年生のお子さんを持たれたところ。一番やっぱり出てくるのは、一人で留守番させるのは心配だという声なんです。特にテレビの報道で、都市部でのことをよくやります。その中で、繁華街で中高校生の姿が多数見られるのが報道されます。ゲームセンターやカラオケに行ったり、買い物や食事に出かけています。こういう不特定多数が出入りするところへの立ち入りは今一番問題とされておりますけれども、そういうところへ休み中に走るんじゃないかという保護者は心配があるんです。ですから保護者の事情を聞かないと中々把握できないところあるんだと思うんですよ。それから保護者が仕事を休めない場合に、休業中の子どもの居場所、安全の確保、ここにも大きな不安を持っておられます。ここに應えるのがまずは事情を聞くことから始まるというふうに思っておりますので、そこら辺を強めていただきたい。

それから家庭訪問が始まりますよね、頓原小学校のおたよりでは本日の午前中にやるという通知が保護者のとこに行ってます。

やっぱりさっきも申し上げましたように本当なら休んでからすぐにやって欲しかったです。初日じゃなくても2日ぐらいには、一応子どもの顔を見て欲しかった。それで親は仕事に仮に行ったら、子どもだけなんですよね。その時に保護者のそういう意見は聞けません。学校からの通知3通見ました。教育委員会のも含めて。けどそこに連絡先は書いてあります。けども、こういう事があったら心配があったら、不満があったら、教えてよということが一言も書いてないんです。一方通行なんです。

休ませます。

何かあったらここに連絡してください。

それだけなんです。やっぱりこれってね、こういう小さい町で1学年が十数人しかないところで、やっぱりもうちょっと何とかならんのかなという気がしてずっと見ておりました。

それと仕事に行くと子どもが心配だ。けど休むと仕事が滞って迷惑かける。こういう声もありました。

それにこれにしてもですね、あちこちの取り組み見てみますと、休まれると困るとい

う企業では、自前で託児所を設けるということやっとなともありました。こういう対応がやっぱ町で出来なかったことにですね、やっぱり残念な結果になったというふうに思っています。保護者が休校理由に仕事休んでしまえば、企業も人材が不足して大変ですよ。ですから企業や就労中の保護者への相談体制も私必要だと思っています。これは教育委員会の仕事ではないですから、もし答弁される気持ちがあれば答弁をいただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する町長の答弁を求めます。

○教育長（矢飼 齊） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 齊） 番外。

3番議員からですね、休業中のところの保護者さんの不安不満。こういうことを取り除くことについてですね、いち早く対処して欲しかったというところがございます。

学校それから教育委員会からの通知についてはですね、その3月2日からの要請もあって、大変決断する時間がなかったということですね。そこまで及ばなかったということは、これは申し訳ないなというふうに思っております。

その保護者さんの3年生以上のところについて、今後も学校の配信メール等のところで、こちらへお知らせしてもらうことは出来ますので、お子さんのそういう様子についてあれば、そのところはこれから学校の方へ連絡してですね、対処いたしたいと思っております。

それからその後の子ども居場所教室について、これも通常にやっております。そこについては、各学校、家庭とはですねしっかり連携しておりますので、その様子についてもですね、きちっとしているというふうにして思っております。

教育委員会からの方は以上です。

私から以上です。

○町長（山碕 英樹） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） はい、山碕町長

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

事業所のことのご心配のご質問いただきました。

まずは、私の理解が不足しておりして議員が今回の休校については、その賛意を表現いただいているということにつきましては誤解をしておりました。お詫びを申し上げます。

そうした中で、いまの事業所のことについてご心配いただきました。

まさにそうしたことをしっかりとやっていかななくてはならないと基本中の基本です。

先程来、申し上げておりますように本当に3年生以上、もうすぐ4年生になるわけですけども、そうした児童の皆さん方は一人で過ごすことができるという前提、そこに色々な事情というのはあるわけですし、全ての事がですね、これ解決出来てはおらないと

思いますけども、町全体を俯瞰した中での考え方では、そういう考えだったということですから、ですから一つの考え方とすれば、その1、2年生休みにするんで3年生児童のあるご家庭は、通常通り事業所へ勤務をいただくことがですね前提でした。ということですね、今そこあたりの対応は確かに行っておりません。

先程もありましたけども、今日から始まっておるんですけども、今教育委員会と話しておりますのが、議員ご心配のとおりで少しまだ徹底しておりませんが、学校の先生方がですね、家庭訪問される中について児童生徒の様子はもちろんですけども、今の様な全て家庭の生活がどうなっているのか、我々3年生以上はということを書いてますけども、3年生以上お子さんをお持ちの方でも休まざるを得ない状況になっているのかどうなのか、そこ併せてですね聞いていただきたいということも今、教育委員会と話しておるところでございます、その様な中でですね、色んな課題が出てくると思いますので、議員ご指摘のとおりしっかりとそこらは対応しなくてはならないということだと思っております。

それから事業所に付け加えますと、商工会もですね、こうしたことで色んな情報も持っておられますし、今中々分かりにくいのですが国が色々その賃金の助成もする。まだ情報が下りてきていません。

事を左様に、まだまだ今からですね色々な整理はしなくてはなりませんけども、議員ご指摘の視点をもって努めていくということだと思っております。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） はい。

まあ、あと1週間余りは臨時休校が続くわけでございますので、この休校中の児童生徒が、安全に過ごせるように。

先程も町長も心配しておられましたけども、保護者の不安が解消されるように、あらゆる対策を講じていただきたいと思います。

それほど今朝程ですね、連絡をいただいたんですけども、これ質問と関係ないかもしれないですけども、津和野町の状況ご存知ですか。これもおそらく家庭を調査されたと思うんですけども、親といえばおじいさん、おばあさんですね、それから親戚の方へお世話いただいているという家庭があるみたいらしい。それから家庭の状況も支出がかなり増えているんだということで、町内で使える3万円の商品券を子どものある家庭へ配布するということを、今日の議会に提出されているみたいですので、どうなるか分かりませんが、これを飯南町でやれということではないんですけども、そういう努力もあるということを確認して対応していただきたいと思います。

この質問の2項目目になりますけども、町民のみなさんを感染から守るという観点からの質問であります。

東北医科薬科大学病院が2月25日に、感染予防ハンドブックというものを発表してお

ります。

中を見ましたけれども、新型コロナウイルスは感染した人の咳やくしゃみ、そして鼻水などによる飛沫感染と、ウイルスが付着した手や指で鼻や口、目に触れる接触感染の大きく二つの経路から移ると考えられています。

そのため、家庭でできる感染対策の基本として、咳やくしゃみによる飛沫や、そこに含まれるウイルスなどの病原体が飛び散ることを防ぐマスク着用の徹底や、外出から戻ったら、感染症持ち込まないように手洗いの励行、家族がよく触れる部屋のドアノブ、照明のスイッチなどの消毒。色んなことを呼びかけています。

私はこの感染予防対策として、各家庭にこういう冊子、ハンドブックが行き渡って、読んでもらわないといけませんけども、読んでもらうことが非常に大きな効果を生むんじゃないかと思っておりましてですね、是非とも配布していただきますように提案をしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） 番外。

議員が申されますとおり、あるいはまた呼びかけさせていただいておりますように、この時期、本当に一人一人の町民の皆さま方、取り組み非常にですね重要というふうに考えております。

そうしたことから、先日先ほどもご紹介いただきましたけども、私から町民の皆さま方へ、その手洗いの励行、咳エチケット等々ですね、呼びかけさせていただきました。

議員が今ご紹介になりました「東北医科薬科大学病院の感染予防ハンドブック」私も拝見いたしました。本当にわかりやすく記載されておりますし、そしてまたそもそもコロナウイルスが、コウモリやラクダそうした動物の感染からですね始まっているみたいな事も書いてありますけども、現在、今本町におきましては、厚生労働省のホームページの感染症対策ガイドラインなどで住民の皆さん方に周知にかかる情報を提供しておるわけでございます。それは、ケーブルテレビや飯南町ホームページで発信しているところでございます。

議員から今のハンドブックを配布ということのご提案をいただきましたけども、今、次の周知に向けてですね、今議員おっしゃいました。読んでもらわないとあれですけども 19 ページあるんですよね。そうしたところから今、保健福祉課で考えておりますけどもポイント的にですね、分かりやすくしたものを住民の皆さま方にチラシとして配布しようということで、準備を今進めております。議員ご提案のことにつきましては、そうしたことの周知の中でですね、参考にさせていただきたいということで今日、この場で配布しますという答弁にはならないということで、ご理解いただきたいと思います。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） はい。

何らかの形で周知をはかっていくというふうに言われましたので、それをきちんとやっていただきたいんですけども、今のハンドブックの中かなり有用なところがありますので、断りをすれば一部抜粋をして使うとかですねということも可能だと思っておりますので、是非ともそこら辺は問い合わせをしてやっていただきたいなと思っております。

それで配布される場合に、いま普通町から出る文書というのは自治会配布になってて、自治会に入っていない人は個別に直にいつているみたいですけども、何とかなつとるとは思いますが、一部行き届かないところがないか心配しとるんですよ。今日も若い人見えていますけども、例えば飯南高校の寮、寮生にみんな配ってあるのかと言われた時に中々難しいんじゃないかと、思ってたして是非ともそういうところに行き渡るような、そういう方法をとっていただきたい。これはお願いでございます。

次の質問に移ります。

がん検診についての質問でございます。

がんはこの前も1回言いましたけども、昭和56年頃、1981年以降で40年間およそ日本人の死因第1位を続けておるわけです。

年間で約30万人を超える人が、がんで命を落としています。生涯のうちでがんにかかる可能性は、男性が2人に1人、女性が3人に1人と推測されているそうであります。

医療費もちょっと調べてみましたが、中々見つからずにですね、ちょっと古いんですけども、厚労省の資料を見ますと2013年といいますから平成25年です。医療費の合計3兆8,850億円というふうに書かれておりました。

この膨大な死亡者数と医療費を削減しなくてははいけませんけども、これ何ととっても早期に見つけて、治療していくということに尽きるんじゃないかと思っております。

それで通告しておりますけども、本町で疾病による死亡の内訳というのは統計をとっておられますでしょうかね。とっておられればここどこで費用を教えていただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山崎 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山崎町長。

○町長（山崎 英樹） はい、番外。

続いてのご質問いただきました。

がん検診でございまして、まず疾病による死亡の統計をとっているかということでございますけども、本町におきましては、そうした統計につきましてはですね、この島根県の健康指標データシステムというのがございまして、それを活用しております。

これは、健康寿命延伸にかかる様々なデータも集積されておるわけでございますので、近

隣市町や県、国などと比較して分析できるというものでございます。

○議長（早樋 徹雄） 暫時休憩します。

休憩

再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。

山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

失礼しました。私の質問の聞き落としです。

疾病による死亡の内訳ということですが、今言いましたシステムを使っただけのデータ。これはですね5年毎の数値がまとめられておるものでございますけども、まず男性の死亡第1位は、議員がご指摘のこの悪性新生物がんです。2番目が高血圧症を除く心疾患、3番目が老衰ですね。

女性の方におかれましては、死亡の一番多いのは老衰。2番目に悪性新生物がんでございます。そして3位が高血圧症を除く心疾患ということでございます。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） はい。

答弁いただきました。

男性1位が、がん。女性はがんが2位ということでございましたが、いずれにしても疾病率が高いですね。そういう意味では、がんを抑え込むということも保健福祉政策上は、大変重要だと思っております。

私も毎年受けているんですけども、そのがん検診はですね、その受診者するものにとって非常に面倒、面倒って言うてはいけませんけども、面倒なわりに費用対効果に課題があるというふうに私は思ってます。とくに胃がん・大腸がん・肺がん・乳がんなど部位別に診断を受けるわけですね。時間かかりますわ、費用も全部オプションで付いてきますから、かなりかかるわけです。かと言って特に早期のがんが見つかるということと中々そうならないんじゃないかと、感じですよ、私の。見つかる人もおるかもしれませんが。

たまたまテレビを見ておりましたらNHKが報道しました。非常に気になりましてですね、ちょっと調べてみたんです。

線虫という微生物を使った尿検査でがんを発見するということでした。

今年になって、検査を受けることができる施設が公表されております。これからは施設を増やしていこうという方針だそうです。

検査の名前は、線虫がん検査サービス「N-NOSE」（エヌノーズ）と呼ばれております。

この検査は、九州大学院生物化学部門の廣津崇亮（ひろつたかあき）先生が、線虫の嗅覚いわゆる匂いを感じる嗅覚を長年研究した結果突き止められたと、がんの匂いに注目して、95.8%こういう高い精度でがんの有無を識別できる。そういう結果を導き出されたものであります。

半信半疑で番組を見ておりましたけども、簡便な検査でがんの検査ができれば非常に有用じゃないかなと思ったわけです。

検査するのは、先ほど言いましたように尿。使うものは線虫 1mm ぐらいの生物ですね。端的に言うと、1 滴垂らした尿の匂いに線虫が寄ってくれば、がんの疑いあり、嫌って遠ざかれば、がんの心配なしとなると説明してました。大きな装置を使った大がかりな診断が必要なくて、この方法が簡単で費用も数百円で済むと。ステージ 0 ～ステージ 4 まで、がんのレベルがありますけども、ステージ 0 の場合でも見つけることができるということでありました。

ただ問題は線虫が反応しても、どこにがんがあるかこれ分からないわけです。ただここんところはですね、研究を待たないといけませんけども、とりあえずさっき言った 98% より高い確率で、がんがあるか、ないかは見つけてくれるわけであります。そういうふうに見ますと、線虫はがんがあるよといった時には、その人は部位別の精密検査を受けて、どこにがんがあるか、探せばいいわけです。

がんは無いよと言われたら、そんなもん受けなくていいわけですが。

ですから部位別の検診をする前に、この線虫検査をやられていれば費用も負担も少なくなるんじゃないかなと思ってます。

それからもっと言いますと、現在行われている検診これは中々難しいとこがあって、例えば私 6 年前に咽頭がんになりました。これ見つけてくれません。喉頭がんも同じです。何か症状が出て、初めて見つかる。手遅れのこともあるんです。私も 6 年前に診断されて島根大学病院に行ったわけですけども、レベル 3 だよって言われました。だからもう少し放置すれば死亡しとったかなあと。命拾いしたということもありましてですね、そういうことを防ぐためにも非常に有用になるんじゃないかなと思っております。

ですからその受診者の経済的負担を減らし安心感を深めるためにも検診の前ですね、少し前にやらないと予約して行きますので、取り入れると非常に良いと思っの質問であります。そういう気持ちがあるかないかお答えいただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

続いてのご質問いただきました。

線虫によりまして検査によるがん検診でございますけども、議員からございましたとおり、飯南町ではあるいは先ほど答弁いたしましたとおり、やはりがんで亡くなる方が

多いわけですから、健康な飯南 21（まめないいなん）におきましてもですね、がんにかからないようにということを大きな柱の一つとして、色々町民の皆さま方にお呼びかけもさせていただきながら、まずは検診の徹底をということでおります。

ただ今議員自ら体験されたことを、今ご披露なさいましたけどもせつかくのそうした検診がですね、中々功を奏さないこともあるということについて本当に熟慮する思いがしております。

その様な中で、色々な研究が進められておりまして議員から線虫ということでございます。このような事で、今色々な形でのがん特定はできないが、広いリスクがあるよということと言われておりますけども、その中で特に線虫ということでのですね、勉強なさって提案質問いただきました。

この質問いただきましたので、資料を取り寄せてですね、まずざっとしたことでありまして、あるいはまた担当課長からもですね、色々話を聞いたわけですが、まさにこの早期にがんにかかっているのかどうなのかというところを発見できるリスクはですね、それが分かるということは大変興味深いものがあります。

ただ議員おっしゃいましたように、特定できないということでこれも数種類でしたかね、がんの可能性ということですから、やっぱりそうしたことを考えますとやはり部位ごとの、例えば胃なら胃。そのお乳ならお乳のですね、検診を受けたいいただくということが必要であるというふうに今現在は思っておるわけでございまして、もしできればですね併用というのがですね、望ましいのかというふうには思いますが、これも資料を見ますと、今年の 1 月から実用化されておるということでございます。

現段階ではですね、詳細な情報収集もいま出来ていないということでございまして、飯南病院の医師のですね、ご意見も伺いながらですね、ご提案については今後の検討課題とさせていただきたい。

ご趣旨というのは十分に踏まえておりますし、まさに私どもも、そうしたがんを撲滅という気持ちでおるということでございます。

○3 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3 番（伊藤 好晴） はい。

答弁いただきました。

これから検討をしていくというふうに捉えましたけども、検討されて町として検診の前にこれをやるというのが僕は一番いいんじゃないかと思ってますけども、例えば、町の検診では取り扱わないという結論が出た場合に、この検査を希望者は受けれますよという道は開いてほしいのですが、そこらいかがでしょう。これで質問終わりますけども。お聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山崎 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

今から検討研究していくということでございます。

そうした中での、町としての姿勢を問われたわけでございますけれども、色んな研究が進んだ中でその一つの可能性を探るということで、良い技術であろうということは先ほども申し上げました、そう思っております。

先程も言いましたように、例えば雲南病院でも色んなこのがんのリスクのある検査もされておるわけです。ただこれは費用が少しかかるということ。これは安価であるということも含めて様々ですね、いま議員から町民の皆さんにお勧めしたらどうかということでございまして、そうした全体の色んなこのものを捉えましてですね、そうした皆さんに示すまでに整理が必要であろうというふうに思います。

議員の提案の趣旨というのは、十分に踏まえさせていただきます。

○3番（伊藤 好晴） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

2番、小野覚君。

○2番（小野 覚） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、小野覚君。

○2番（小野 覚） 2番。

議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

実は初めてこの席に立ちました。いささか緊張しておりますけれどもよろしくお願いします。

通告しております2点についてお聞きいたします。

始めに、議会として採択した請願及び陳情について、町長及び関係執行機関において措置することが適当と認め、送付いたしました平成28年度からの直近4年間で採択した陳情。実は私の議長在任中に採択したものでございますけれども、その処理の検討経過、町長としての検討経過、そして陳情者への経過状況の報告、説明、状況等について伺います。

請願については、日本国憲法16条で何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けないと規定しております。

そうして請願権を国民の基本的権利の一つとして保障しております。

また地方自治法第125条において、議会は採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員

会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び報告を請求することができるかとされております。

請願については以上でございますけども、陳情の取扱いについては、各地方自治体それぞれでございます。飯南町においては、飯南町会議規則第 95 条において陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、請願書の例によって処理するものとされております。

従って、私ども飯南町では請願も陳情も、請願と同じ考え方になります。

それに基づいて議会が、採択した陳情については採択して終わりではありません。町民の皆さまの要望に答えて、その実現を図ることです。

議会全体で関心を持ち、その処理状況を確認して必要な措置を講じて町民の皆さまに対する政治的責任を果たすことが大切であると思っております。

その様な考え方から、通告しております平成 28 年度から直近 4 年間で議会とした採択した。

平成 28 年 9 月 16 日採択。畑田東水路の改修について陳情。

平成 28 年 9 月 16 日採択。奥小田地区町道新設の陳情。

平成 29 年 6 月 16 日採択。町道新市赤名線の未改良区の事業実施について。

平成 29 年 9 月 15 日採択。中井谷ため池の改修及び早期着手の要望について。

平成 30 年 3 月 20 日採択。七面大ため池の改修の要望。

平成 30 年 9 月 14 日採択。 谷高齢者コミュニティーセンター改修要望について。

以上、7 件の陳情について処理の検討経過、陳情者への経過状況の報告、説明はどのようであったのか伺います。

○議長（早樋 徹雄） 2、小野覚君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

2 番議員からご質問いただきました。

ああして議員がおっしゃいましたように、こうして 2 番議員とは質問席並びに発言席向かい合うのは初めてでございます。これまで後ろの方で色々ご指導いただいたとったわけでございますけども、私も緊張しておるところでございます。

また今回の質問、この時期について何の意味があるのかなと思っていましたら、2 番議員が議長になられてからのですね、そうした受けられて、そしてそれを議会として送付されたということの趣旨を伺いました。本当にですね、議会としてこうした要望、陳情にあったものをしっかりと見守っていくという今ご発言ございました。敬意を表するところでございまして、改めてですね、こうした議会そして我々執行部とのですね、やっぱりそうした立場のこと改めて認識しましたし、そうしてまた私を始め行政我々こう

した陳情、要望についてはですね、これまでも真摯にその実現に向けて対応してまいっておるわけでございますけども、なお一層このことの議会からのですね送付されたものについては、しっかりやっていかななくてはならないと改めて今、心にしておるところでございます。

その様な中で具体的にですね、今ご質問いただきました。

確認いたしますけども通告書で、町区の大仙町水路いただいております。

○2番（小野 寛） 町長大変失礼いたしました。

どうも落としていたようでございます。

平成29年6月16日採択。町区大仙町水路の改修を求める陳情。

これもよろしく願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

それでは個別にいただきましたので答弁させていただきます。

まず初めに、畑田東水路についてでございますけども、この水路につきましてはJAが管理されております「赤名小水力発電所」の水路と併用となっております。

そうしたことから、これまで、町、JA、地元の皆さんと、この水力発電関係の団体から提案がありまして、発電所を新たな形で運営してはどうかということで、その提案によりましてですね、この水路の改修ということも出てまいります。そしてまたこれを離しての用水路単独としての改修というような視点でですね、検討を重ねております。これにつきましては、そうしたことがございますのでまず第1回目の報告として、議会の報告としては、平成30年9月の全協でその経過を報告させていただいておりますけども、その時点結論は出ておりませんで、引き続き検討しますということにしております。

その後も検討続けておる中でございますけども、現在、地元有志の皆さんと民間企業による、発電所再生の検討が今まさに進められておりまして、この動きと連動してこの用水路ということも関係してくるものでございますから、それを見守りながらですね今後町としての検討していきたいというふうに思っております。そうしたことで地元の皆さんに入っただいて検討しておりますので、この地元の皆さん方へですね今こうこうなっているという報告はしてないということでございます。

次に、奥小田地区町道新設についての陳情でございます。これにつきましては、色々と町単独ということにはなりませんので、様々な手法を検討いたしまして、その一つがですね、ほ場整備事業の関連事業として整備してはどうかという案を出したんですけども、これ県の方にも相談いたしまして県の方の見解といたしますか、検討もいただきました。そうした中では、これ事業要件を満たすことがこの地区においては困難ということ

でございます、中々今その後のですね、国なり県なりの事業導入ということを探しておりますけれども、今だ適切な適当な事業がないということで、引き続きの検討事項となっております。

町区大仙町水路の改修でございますけれども、実は水路改修の支障となっておりました家屋があったんですけれども、これ所有者の方から本年度解体をいただきました。従いまして、工事が可能となりますので新年度において改修を行う予定としております。

町道新市赤名線の未改良区の事業でございますけれども、これはかなり大きな事業でございます。そうしたことから国の交付金「社会資本整備総合交付金」でございますけれども、これを活用するのが一番良いだろうということで、このそうした交付金ですね整備計画には路線としては登載をしております。そういう中で、現在行っております他の町道改良路線の進捗や、そしてまた財政状況を勘案をいたしましてですね、事業着手については検討をしていきたいと進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、中井谷ため池、それから七面大ため池でございますけれども、これにつきましては要望いただいて現地調査をいたしました。両ため池ともですね、法面の浸食、そしてまた堤体の漏水、取水工機能の低下等がみられまして、そう簡単な改修ではないということが判明しております。事業費も高額となるわけでございますから、いま県事業においてですね、実施をいただきたいということで県の方へ要望いたしております。引き続き調整してまいりたいと思います。

これらについては、陳情者方への経過の報告はですね、今のような状況でありますけれども、いわゆる地元とすれば、いつやってごすんだという話になりますので、事業実施がいつ頃出来ますというようなことを概ね出来た時点でですね、地元の説明会を設けまして報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、谷高齢者コミュニティーセンターでございますけれども、現在、谷地区にはご案内のとおりでございます。このコミュニティーセンターと谷笑楽校という2つの拠点があるわけでございます。そして我々行政とすれば、公共施設の管理の点から、また、小さな拠点づくりということの観点からもいたしましてですね、その見直しが必要であるというふうに今思っておるところでございます、そこでまず、地域にとって拠点となる施設はどこに置くべきであるのかといったところから、谷地区の皆さま方と一緒にですね、考えていきたいとあるいは協議を行うことが必要だというふうに思っておるところでございます、そうしたところのですね、段階にあると。

一部そうしたことで地元の皆さま方とはですね、色んな形で話まではありませんがそうしたことでのことはあっております、ですからこれ地元へですね方向付として報告する段階でない、これはそうした検討を進めていこうということでございます。

以上でございます。

○2番（小野 覚） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、小野覚君の質問を許します。

○2番（小野 覚） 2番。

ご答弁いただきましたけども、一つだけ確認させていただきたいと思います。

二つのため池について、事業費が高額となるということから出来てないということ、また他な事業との事を考えておるということをしていただきました。

実は今年度の一般会計もそうですし、昨年平成31年度の一般会計でも、今のため池の改修工事は入ってますね、それとこれのことは結局今年度も昨年度のため池の改修その他の工事については、結局高額でないというか、それほど中井谷あるいは七面大よりはやり易いということなんですか。

伺います。

○議長（早樋 徹雄） 2番、小野覚君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

答弁いたりませんでした。

ご指摘のとおりでしてね、今陳情があった。もちろんそうですけども、私は基本的な事を答弁する。基本的な姿勢で落としましたが、もちろん地元の皆さん方は必要に迫られて、あるいはそうした影響の大きいといいますかね、受益が大きいというか、そうしたことも持って、要望あるいは陳情ということをしていただきまして議会の方においてもですね、そうしたことを考えなさって町長の方へ採択ということで送付いただくということでございます。

先程申し上げましたように、そうしたことについてはしっかりと私行政は、対応していかなくてはならないということです。

誤解があってはいけませんけども、片やですね簡単によく言われますように、陳情政治になってはいけないわけでございまして、ですから行政としての様々広い視点からですね、それぞれの事業の事はしっかり整理をしていくべきだろうということで。ですからこれまで、ため池非常にこの近年、この災害でですね大きな被害、飯南町は比較的小規模ですけども、あるわけでございまして、そのような観点からこれまで要望、陳情という形でなくても、やっぱり相談いただいておりますものについては、そうした整理をして急ぐものはやっていくということでございまして、そしてまた今説明が足りませんでしたけどもご質問にあったものにつきましてもですね、予算化をして更に調査をしていくという手配は進めておるところでございます。

○2番（小野 覚） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、小野覚君の質問を許します。

○2番（小野 覚） 2番。

引き続きよろしくお願いします。

それでは2つ目の質問に移ります。

首町と教育長の関係について質問をさせていただきます。

これは7番議員の先ほどの冒頭の質問と重なる部分がありますので、そのところは重複しないように質問させていただきたいと思います。

地方自治体における行政責任の多くはいうまでもなく首長が負っています。そして教育に関する事務については、首長から独立した教育委員会が責任を負っています。従って、教育委員会が所管する教育事務については、首長の指揮命令は及ばないと思います。首長は教育委員の任命や予算編成などを通して間接的に責任を負っていることになると思っています。

この為、財政支出を伴う事業については、教育委員会は常に首長の合意を得ながら実施することになると考えます。

従って教育委員会は首長から独立はしていますが、健全な町政運営にあたっては町長と教育長の意志の疎通が極めて大切であると思います。

そうした中で、この度島根県が打ち出した、小中学校の少人数学級編成の見直しについては町長、教育長の考え方が違っていたことが一部新聞に報道されました。先ほど7番議員の質問の中で、少人数学級見直しするについては事前に町長、教育長で意見交換をしたとの答弁でありましたが、このような質問がありましたけども、そうした報道がなされてます。このことについて町長、教育長どのように思いを持たれているか伺います。

○議長（早樋 徹雄） 2番、小野覚君の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（矢飼 齊） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 齊） 番外。

2番議員から島根県が打ち出した、小中学校の少人数学級編成の見直しについて、町長と教育長の意見が違っていたことについてですね、質問を受けました。

健全な町政運営には、町長と教育長の意志の疎通は極めて大切だと考えております。この小中学校の少人数学級編成の見直し案についてですね、意見が違ったことについてこれに至った経過については、7番議員の答弁と同じになりますので割愛させていただきます。

少人数学級見直し案については、町長と疎通をはかり確認を取っていたにも関わらず議員にそむくようなメッセージを発したことについて、大変資料が足りなく軽率な判断行動であったと深く反省しております。

町長初め同意くださった議員の皆さまの信頼を失墜させたことに対し、重ねてお詫び申し上げます。

誠に申し訳ありませんでした。

今後は町長との意思の疎通をなお一層はかり、健全な町政運営、飯南町教育行政に一生懸命に頑張るつもりでございます。

以上でございます。

○町長（山碕 英樹） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

引き続いてのご質問いただきました。

まず議員からご指摘のございました、健全な町政運営には町長と教育長との意思の疎通が極めて大切とこれは全くその通りでございます。

ですからこの件につきましては、私と教育長は飯南町としての考え、これを二人で意見交換をし、そしてその意見交換の中で今回の知事のお考えは支持をするということで確認をしておりました。

そうしたことですから、議員ご指摘のその考え方が違っていただくとのご指摘はあたらないんですが、教育長には失礼な事申し上げますけども、状況判断が足らなかったことによりましてですね、結果的に違うということになったことでございます。

私とすれば本当に誠に残念な出来事でございますけども、このことを踏まえて議員のご指摘のとおり、教育委員会は独立した委員会ではございますが改めて理想は持ちながらも色んな事情が飯南町にとって、どうなのか、いわゆるそれが良いことなのか、悪いとは言えませんが、それは本当に飯南町に振興に資するものか、どうなのかということですね、一番として今後色んな事を考える。あるいは事に当たろうということをお教育長にもお願いをし、またお互いに確認をしたところでございます。

従いまして今後は今回のことをですね、しっかりと踏まえていただきまして教育行政のトップとして汗を流していただけるものだというふうに思っております。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、小野覚君の質問は終了しました。

ここで、休憩をいたします。本会議の再開は 13 時といたします。

午前 11 時 54 分休憩

.....
午後 1 時 00 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5 番、門 眞一郎君。

○5 番（門 眞一郎） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、門 眞一郎君。

○5 番（門 眞一郎） 5 番。

5 番議員の門 眞一郎でございます。

よろしくお願いいたします。

私は日本を取り巻く現状の中で大きな脅威となっている二つの事項を取り上げ、町民をこの脅威から守るために、最悪の事態を想定し、最善の道を探りたいとの思いから町長に質問するものであります。

まず、新型コロナウイルスの対応についてであります。

重複する部分もありますが、ご答弁をいただきたいと思います。

得体のしれない新型コロナウイルスの日本上陸を受け、町民の健康をいかに守っていくかという観点から質問をしたいと思います。

昨年 11 月に武漢市で始まったコロナウイルスによる肺炎は、4 か月が経過した現在全世界に広がっております。

日本における感染の推移は、武漢市などからの観光客に始まり、武漢市からの帰国邦人、イギリス船籍のクルーズ船ダイヤモンドプリンセス号から発生するという初期段階から、2 月 24 日現在では厚生労働大臣の認識では、次のフェーズへの移行期であり、早期に対策が必要であるとしております。

2 月 25 日に政府は新型肺炎対策基本方針案を示し、その内容は新聞等で報道されたとおりでありますから、ここでは触れません。

27 日には、イベントの自粛要請、小中学校・高校へ臨時休校の要請が行われました。その為、それぞれの現場では対応に追われ、全国で混乱が発生しました。本町においても、町長はじめ、町職員や教育委員会、関係団体等でこれに対応するために尽力されたところであります。

さて、北海道におきましては 2 月 14 日から 2 月末日の間で 70 人。昨日のところでは 83 人の感染が確認され、内容は 10 歳未満が 4 人、10 代が 2 人、20 代 6 人、3 月 4 日では 7 人になっております。このうち 20 代女性一人は重篤な状態であると報道されておりました。70 歳以上は 18 人、これは先月末から動いておりません。現在全体の 70 代以上というのは、22 パーセントに相当しております。

北海道で最初の感染者は 1 月 28 日に確認された武漢からの旅行者でありましたが、ひと月が経過し、道内の感染がどんどん広がっているという状況であります。

また、感染者は市部ばかりではなく、町村部にまで広がっており、教師、スクールバスの運転手、給食の配膳員など感染が確認をされているところです。学校や福祉施設で流行が始まれば、医師に対する情報不足や検査機器の不足などによる爆発的拡大が心配をされます。

これを他山の石とせず、予防対策など注意喚起を行い、徹底した対策を講じるべきであると思います。

ここからは直近の感染者数に改めておりますので、お手元の通告とは若干数字が違いますのでご了承ください。

近隣の状況を見ますと、福岡県は 60 代の女性と夫の感染他 1 人が感染確認されています。女性は 2 月 17 日に悪寒などを訴え、複数の医療機関を受診していますが 20 日に陽性の診断を受けるまでの間、職場へ出勤した日があり、今後 2 次感染 3 次感染の可能性は否定できません。この女性は最近の海外渡航歴はなく、感染経路は不明であります。

大阪府は武漢市からの団体を案内したバスガイド、40 代女性 1 人の他 16 人の感染が確認されています。多くはライブハウスでちょっと新聞種になっています。和歌山県は病院関係者を含む 13 人が感染しており、院内感染が疑われております。四国では徳島県 1 人と高知県で 7 人、急に増えました。愛媛県が 2 人が確認されていますが、徳島県の 1 人はダイヤモンドプリンセス号の乗客であったということです。

中国地方では先日山口県で感染が報告されました。2 月 23 日に感染が確認された千葉県内在住の会社員は 2 月 12 日から 14 日までの間、広島県と岐阜県に出張したことが判明しているため、広島県内にもウイルスが持ち込まれていると考えるべきだと思います。

このウイルスの特徴として、無症状病原体保持者があります。発熱などの症状がなくても感染する可能性があるとの報告があり実際の感染者数は全くつかめないという状況であります。

したがって、東京などに出張して、公共交通機関を利用した際に病原体を保持し、町内へ持ち込む可能性がないとは言いきれません。

万全の水際対策を行うとしてきた政府・厚生労働省は完全に後手に回り、感染経路の追跡が不可能とさじを投げてしまいました。法律の不備も指摘されていますが、対応のぬるさにあきれるばかりであります。このような時にこそ、地方自治体が住民を守っていかなければなりません。

すでに 22 の国と地域が日本人あるいは日本を経由して入国する外国人の入国を禁止すると発表しております。この度の日本の疾病対策が世界的に疑問視されているということに他ならないと思います。

中国政府やWHOは新型コロナウイルスを世界中に拡散させたのは、日本や韓国であると名指しで批判し、情報の隠ぺいをして深刻化させた責任を日本などに擦り付けようとしている感もあります。

都民ファーストを掲げる東京都をはじめとして多くの都府県や市が武漢市などに対し、マスクや殺菌剤、防護服などを緊急支援していますが、町内や出雲市・松江市、広島市・三次市などのドラッグストア、ホームセンター、コンビニなどのマスク・殺菌剤の在庫は皆無であり、花粉症の方のみならず、コロナウイルスから自身の身を守ろうとしている人たちにも入手困難な状態が続いております。

政府は製造業者からマスクを買い上げ、北海道に支援するとしましたが、岡山県総社市は市民全員に備蓄マスクを配布しました。また、宮城県では医師会を通じ、30 万枚のマスクを配布することにいたしておりますし、気仙沼市では妊婦に対しマスクを配布し

たそうであります。これは首長の危機管理意識が高いことを示したものであると私は感じております。

本町は、2月6日には飯南町新型コロナウイルスに関する連絡調整会議を設置し、対策に当たっていると聞いておりますが、コロナウイルスはまだ入って来ていないと安堵しているのではなく、今後流行させないという覚悟を持って、町民の手洗い・うがいの習慣化、抗菌ウェットティッシュなどの常備などを勧めなければなりません。すでに実施されていますが、人の出入りのある場所への殺菌剤設置など徹底した防疫体制を構築し、町民に示していくことが重要だと思います。

町民への情報提供としては、強い倦怠感、呼吸困難、37.5度以上の発熱が4日以上続き、新型コロナウイルスの感染が心配されるとき、直接医療機関を受診するのではなく、保健所に相談し、指定医療機関を受診することになっております。本町では、保健福祉課も相談に応じるとしてしています。町長が直接町民に呼びかけ、注意を喚起したことは大きな効果があったと思います。さらに、文書配布により注意喚起すべきであると思います。来月くらいには沈静化するだろう、などと楽観することは危険であります。油断することなく対応していただきたいと思っております。

感染者が増加し、指定病院のみならず飯南病院でも対応する事になった場合、政府が効果を試験している、抗ウイルス薬の備蓄、医療関係者が適切な対応ができるように情報収集に努めなければなりません。

保育所、小中学校、高校、高齢者福祉施設などへの徹底した防疫の実施、総会やイベントなど多数の人が集まる場合の防疫体制の強化など、たとえやりすぎと言われようとも、感染者を出さないことを最優先し危機管理に当たるべきと考えます。

また、トイレットペーパーなどのパルプ原料の紙がなくなるという誤った情報が流れ、一部で買い占めによる品薄現象が起こっていますが、マスクは化学繊維、石油製品であります。町民に正しい情報を伝え、パニックにならぬよう注意していかなければなりません。町長はこれらの危機にどのように対処するお考えでしょうか。お伺いをしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、門 眞一郎君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

5番議員より、新型コロナウイルスの対応についてご質問いただきました。

このことにつきましては、極めて深刻な状況にあり、国、地方自治体、そして国民挙げて鎮静化に取り組まなくてはならないというところがございます。

本町におきましては、2月6日に連絡調整会議を、そして2月28日に対策本部を立ち上げまして、必要な対応に努めております。

そうした中で、議員より対応についてご指摘をいただきました。

まず町民の皆さんへの注意喚起ということでございますけども、私といたしましては、町民の皆さんに、それぞれで出来る対応を取っていただき、町民の皆さんと行政が力を合わせ、この新型コロナウイルスを食い止め、飯南町の安心、安全な生活を守らなくてはならないと考えるところでございまして、議員からもございましたけども、その旨、告知放送を通じて、直接町民の皆さま方に呼びかけをさせていただきました。

また、ケーブルTVなどにおきまして、必要な対応を呼びかけております。この様な中で議員より、さらに文書配布により注意喚起をすべきとのこととございますけども、私どもも、その必要性を思っておりまして保健福祉課におきまして、分かり易く貴重な情報ですね、的確に伝えるというようなことを思いまして、その下準備を進めておるということでございます。

次に、飯南病院での対応についてです。

行政報告で申し上げておりますが、角田院長の指揮のもとで、感染を疑う方の外来診療があった場合や入院が必要となる方があった場合への対処方法など、様々な状況に対しての確認、検討を行っております。

また、検査については、本日より保険適用となり保健所を通さずに検査を受けられるということでございますけども、ただこれもですね、現段階では具体的な実施方法が示されておりませんで、こうだということは残念ながらいきません。今後、保健所などと調整、検討を行うということにしております。

三つ目に、保育所、小中学校などでの防疫の徹底というご指摘でございます。

保育所に対しましては、住民課より感染防止マニュアルを示し、また文書をもって保護者の皆さんに、家庭での対応をお願いしております。

また小中学校につきましては、教育委員会より教職員に対しインフルエンザ対策と同様に、施設の適切な管理等を指導し、これ教育委員会からでございます。保護者に対しては、感染症対策や規則正しい生活習慣の徹底についての文書を配布しておるところでございます。

そして福祉施設につきましては、厚生労働省から出ております、感染対策についてのマニュアルを配布しておるということでございます。

このようなことで、保育所、小中学校あるいはこうした福祉施設などについての防疫の徹底を図っていらっしゃるということです。

それから会合、イベントについてでございます。

率直に言いますと、非常に悩ましいものがあります。現段階では、一律の自粛要請を行っておりませんで、中止などの判断基準も設けておりません。開催の場合には、会場のレイアウト、席を離しましょうねとか、あるいはそうしたレイアウトの工夫や消毒の徹底、既に置いてありますけども。そうしたことを呼び掛けておるわけでございまして、今町内の様々ですね、会合が中止になっておるわけでございまして、悩んでおるわけでございます。ご承知のとおり、人から人へでございますので十分な注意を払うと。こ

れは言うまでもないことでございます。

それから住民に対して、トイレトペーパーの買い占めなどに見られる正しい情報の提供ということでございます。情報の種類によりまして、いわゆる飯南町からとして提供できるものと、できないものがあるわけでございますけども、先ほど今後の文書配布のことも申し上げましたけども、こうしたこと、あるいはケーブルTVなどによりまして、住民の皆さんが必要とされる情報について、適切に伝えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

そして、正しい情報のもとで、冷静、的確な行動をお願いしたいというふうに思います。

現在こうした措置を講じ、議員から一番ご懸念の今後のことでの備えとなりますけども、確かに社会生活のですね、上からすると町内からあるいは町外からのこの人の出入りというのは、これはあるわけございまして、そういたしますと今後の状況。どんな状況が起こるか分かりません。そうしたことで新たな対応というのも考えておりますけども、そこらで状況は刻々と変わっておるわけございまして、今後起きうる状況を想定した対応についても、限られた情報の中ではありますけども、今検討を行っているということでございます。

今後も、情報の収集に努めまして、適切な措置を講じ、本町の住民の皆さんの健康、命を守ってまいらねばならないと考えるところでございまして、我々行政を挙げて対応に努めてまいります。

○5番（門 眞一郎） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、門眞一郎君の質問を許します。

○5番（門 眞一郎） 5番。

町長にはご答弁いただきました。

現時点においてですね、出来る事というのは限られております。

私の考え方としては、町長が放送していただきました。それを聞きながらですね、これは保健福祉課長でも良いんですが、週に1回ぐらい声を出して放送してあげるということで、町民の皆さんは、これ多々ならぬことだなというふうに警戒をしていただく、正しく恐れないといかんとおもいますけども、やはり注意というものが十二分に行きわたるということが、一番大切であるというふうに思います。

それともう一つですね、私はいつもこういうものを持ち歩いています。これは11月に買いました。こっちは1月に手に入れたんですけども、行政で用意していただいたらポンプ式のアルコールですね、あれはもう手に入りません。ギリギリですね、食器の消毒に使うスプレーのアルコールですね、あれはありましたがもう現時点の2月時点ではどこにでもないような状態であります。

ですので、せっかく町の注意喚起にこうして町民の皆さんが自らを守ろうとされてもですね、物が無いというのが現状であります。先ほど紹介しましたけども、マスクの配布等をですね、やってる市町はあるわけでございます。群馬県にいたりましては、今朝の

産経新聞のネット版に出てたという気がいたしますけど、群馬県高崎市そちらの方です
すね、やはりマスクの配布ということも実施されたようであります。それも放課後児童
クラブの職員あるいはそれを教員がその職員に代わってあたる場合があるので、教員に
対してマイクを配布したというようなことも出ております。

今、民間の中でですね、こういうマスクなり除菌ウェットティッシュなどが、もし入
ったとしても、あつという間にトイレットペーパーと同じ状況が起こります。ここは国
が北海道に対して行ったようにですね、行政が何とかルートをあたっていただいでです
ね、町が手に入れて町民に配布するというような考え方はしていく必要があるんじゃないかと、それと先ほども申しましたけど短期間でこれが終息するというふうには到底思
いません。まだピークに達しておらないのでこれからまた患者数が減っていくという流
れではないと思います。何とかして町民をこの得体の知れない疾病からですね、守って
いかなければならないというふうに思います。

町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、門 眞一郎君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

そうした今の自ら身を守るための措置ということでございますけども、本当に重要な
ことでございます。具体的な品目を上げられたわけでございますけども、マスクにつき
ましては、おっしゃったとおりです。町内の商店入ってきておりません。例えば、コン
ビニにいたしましてもですね、1日に3セットしか入ってこないという状況にあるわけ
でございます。

町といたしましてもですね、例えばジュンテンドーさんあたり、これ大きいですから
そこらあたりへ担当課そうしたことも言ってますけども、マスクといった段階ではもう
ありませんということでございます。

その中でこれはニュースしか知りえませんが、国もそうした機関をもらう。ある
いはメーカーさんもですね、そうしたことで今かなりの増産がですね出来る見込みがあ
るということでございますので、そこらは率直に言って申し訳ないですけども、そこは
頼るしかないということです。

先程答弁いたしましたけども、今我々が備蓄しておるのは学校含めて 16,000 枚です。
ここまた悩ましいんですよ。これをいくら例えば学校へですね置いておけば良いのか、
状況が分かりませんから、ずっとしとるわけにはいきませんからね、ですからそうした
ところで、じゃあ学校へどのくらい置いとけばいいのかということで、今日午後、対策
本部を開くわけですけども、今限られた枚数しかありません。例えば学校にあるものを
そうしたおっしゃったようなですね、今特に仕事をするところに配れるのかどうなのか、
そこちょっと現場で検討するような指示をいたしております。これについては非常にで

すね、悩ましい状況であるということでございます。例えば、消毒液のことをおっしゃいました。先ほど言いましたように、まあ早くに呼びかけさせていただこうと思ってますし、今はもう農業新聞までこのコロナの対応について書いておりますから、今度はあれで町民の方へチラシも入れますけども、消毒液が無いなら台所用の漂白剤を使って消毒薬として出来るということでもありますので、そうしたことをですね、こういうことでも出来ますよということもお伝えしようと思っておりますが、ただこういうものが無くなる懸念もあるわけでございます、限られた資源の中ですね、精一杯に町民の皆さま方の安全を守るために努力をするということだと思っております。

○5番（門 眞一郎） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、門眞一郎君の質問を許します。

○5番（門 眞一郎） 5番。

除菌のこういうウェットティッシュは中々1回使い切りでございますが、これ化学繊維ですから、年寄りさんは洗って干して扱っておられます。ただ、洗い方ですね先ほど町長おっしゃいましたように、キッチンの除菌剤がありますけどあれを薄めて、洗っていただいて干して、ちょっとタローンとしますけども一時の予防策にはなと思いますので、そういう事で町民の皆さんには自ら我が身を守るという行動をですね、しっかりとやっていただきたいと思いますし、町の方も疲れを出さんようにしっかりと対策をとって行動していただきたいというふうに思います。

それでは次は、景気悪化が著しい中で、町民の所得確保に関する質問をしたいと思います。

消費税不況、新型コロナウイルス不況、オリンピック後不況、このコロナウイルスの為にオリンピックがどうなるかちょっと分からないような状態になってまいりましたけども、これらの景気面で明るい材料というのは現在見当たらない状況であります。

町民を豊かにすることは為政者に課せられた最大の責務であると思います。この危機に際して、所得向上策が急務と考え、質問するものであります。

令和元年10月より消費税が8%から10%に引き上げられました。

日本の経済成長率10～12月期、第4四半期の数字を見ますと、名目経済成長率がマイナス1.2%、実質経済成長率がマイナス1.6%、年率に換算しますと、それぞれマイナス4.9%とマイナス6.3%となり、これまでの消費税率の引き上げ時と全く異なる動向を示しております。

これまでの消費税引き上げ時には、名目経済成長率に大きな変化はなく、民間消費金額そのものは増減が少ないもので、消費税の引き上げ分の消費が下がって行く、つまりは千円札1枚の消費は変わりません。けど千円札の中に含まれている消費税の金額が増えて実際買ってるものが少なくなっているということでもあります。実質経済成長率の下落にとどまっておったところでございます。

しかし、今回の増税では名目も実質も大きく下がっています。

これは、買い控えまたは買いたくてもお金がないという状態を示しているのだそうであります。つまり、購買力が減少したということです。

一度下がった購買力を元に戻すためには、明確な所得の増加があるか、消費税率の大胆な引き下げしか手段は思い当たりません。極めて深刻な状況であると思います。

地方自治体は消費税が8%から10%に引き上げられると、地方消費税1.7%から2.2%に引き上げられ税収は増加すると計算されているために、これに反対する声は上がりにくくなっております。

大企業は、消費税が引き上げられるたびに法人税がセットで引き下げられ、さらに輸出すれば仮受消費税分が免税になるため、相当額の還付金を受け取ることになります。経団連など経済団体が消費税引き上げに積極的である理由はここにあると思います。

日本は本来内需国家でありGDPの85%近くが国内の消費によって賄われてまいりました。企業の利益は国民や従業員の消費によって支えられてきたということでもあります。

国民所得の向上は、そのまま企業の利益であるはずですが、今は企業利益と国民である従業員の所得が乖離している現状があります。

このことは、農業生産物の消費にも影響してまいります。所得水準が下がれば、当然に消費は落ち込み、物価が落ち込み、生産者の利益が圧迫されてまいります。

農業以外に産業らしい産業がない本町では、大きな影響を受けて、さらに消費が減退して、地方消費税収入は増加しない可能性すらあります。

主要産業である農業の所得を増加させるための施策は、何としても行わなければ町の存亡にかかわる問題であるというふうに思います。

手段としては、現在の農産物の原価を引き下げするための施策を高収益作物の推進を並行して行うこと以外に思い当たりません。

まず、稲作の生産原価抑制策であります。現状の生産方法では販売額イコール生産原価となり、ほぼ利益を得ることはできないという現状を踏まえ、高く売る政策をとってきた本町ではありますが、いまだに出口の見えないトンネルの中にあるという現状があります。

大規模経営者や法人は、飼料米やそばなどの補助金収入で黒字化が可能な作物に取り組んでいますが、小規模経営を行っている個人や集落営農では土地及び人的資源に乏しく、取り組みにくいように思います。

稲作自体の生産原価の抑制策を講じる必要があることは明白であります。稲作における各ステージで経費抑制が可能と思われるのは育苗部分だけであります。町内では1法人が直播栽培に取り組んでいるだけで、今のところ広がりはありません。この法人への聞き取りによりますと、移植栽培よりも収量が多くなる傾向にあるが、発芽初期の細かな管理を要するという技術的な部分で努力することが求められるというふうに聞いております。初期段階に相当の費用を要することも広がりにくい要因と考えられます。推進には町の支援が欠かせません。

次に、島根県は水田利用による高収益作物の普及をもくろんで、6品目の作物を挙げております。

本町は次年度に、この中の白ネギの試験栽培を実施するとしていますが、全県で取り組む以上、リレー出荷などの戦略的取り組みがなければ、互いに市場価格を下げあうことにもなりかねません。

これは一昨年の例でございますけども、暖冬によって鍋物需要が低迷すれば、赤字になることも必至であります。島根県及びJAしまねに綿密な戦略を構築するよう求めなければなりません。

旧赤来町では、高原キャベツの産地化にもくろんで失敗した苦い経験があります。農作物は何にでも取り組めるというものではありません。土質や生産者の気質まで勘案したうえで取り組まなければ、また行き詰まってしまうことになりかねないと思います。時間がない以上、失敗は許されないのではありますが、現在町内で生産が広がっている作物がサツマイモであります。植付時と収穫に人手は掛りますが、その他の時期には比較的手が掛らない上に、九州などの産地に比べ劇的に甘いものが収穫されているところでございます。このサツマイモは、三次のアンテナショップでは、隣にあるスーパーの従業員が買いに来る人気商品となっているそうです。谷地区の住民が乾いものに加工して、直売所で販売しておられますが、わざわざ県外から買いに来る。そういうお客さんがあられるようでございます。

生でも加工しても他に追随を許さないものができるわけでございますが、本町の土質や気候による影響というものが大きいというふうに思われます。特産品にしないのはあまりにももったいないと思います。生産拡大策を講じ、保存施設・加工施設を設置し、労力を軽減するための機械導入に努め、産業に育てていくべきではないでしょうか。

頓原地区にすでに生産・加工に力を入れている事業所があることは承知しております。

この施設の生産力を最大限に活用することで、一定の農業生産高をあげることができると期待しておりますが、さらに拡大していかなければならないというふうに思っております。

町民の所得向上を目指し、U・Iターンを希望する若者たちに優良な職場を創出するためには、現状に満足せず、利点を生かし、生産・加工に資本を集中し、流通に商社を活用するなど大胆な拡大策をとるべきであると考えます。

これらの事柄を進めていくためには、町の強力な支援と出口対策が必要であります。町民に豊かさを実感してもらうために全力を傾注すべきと考えますが、町長はどのように考えておられるでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、門眞一郎君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山崎町長。

○町長（山崎 英樹） はい、番外。

引き続きのご質問をいただきました。

その町民所得いわゆる農業所得という視点からのご質問、ご指摘でございますけども、どう確保していくのかということでございまして、提案をいただきながらですねお聞きしたわけでございます。

以前より議員からは、農業所得を増加させるということにつきましては、いわゆる生産原価の引下げが必要との主張をされていると承知をしておるところでございますが、これまで農薬、肥料など資材の大口購入、あるいは田植機の法人間での相互利用といった農機具の共同利用、そして今ではですね密苗といった取り組みがなされておるわけでございます。

今後に向けましては、ちょっと中々形にはなりませんけども、1町1農場を踏またこの飯南町全体ですね作付体系をしっかりとすることによって、そうした効率化をはかっていくということでの研究・検討を更に進めなくてはならないと思っております。

このような中で、議員から稲作ということで生産原価抑制として、直播栽培の提案とこれを進めるにあたりまして、技術や初期設備等の投資に対して町の支援が必要とのご指摘をいただいたところでございます。まさに様々の技術が進んでいきます中で、この水稻の直播栽培につきましても、以前に増して技術革新が進められておるわけでございまして、くしくも一昨日の農業新聞からですね、ああしてシリーズで上、中、下ということになるんでしょうかね、今日見てませんけども、特集記事が組まれておりますけども、これによりますとある県ですね、鉄コーティングせずに種子の補給等の補助者なしで播け、代掻き・種まき・鎮圧を一度に行える技術が開発されたということの文章がございました。併せてですね、まだ解決しなくてはならない課題もあるとのことなんです。

こうしたことで、議員からそこら辺りのご指摘ございましたけれども、ご提案につきましては、本町において普及できるものか、そうしてまた課題のですね解決がどうできるかということでの調査研究これをですね、進めてまいりたいというふうに考えます。

また加えましてね、令和2年度から第5期中山間地域直接支払制度が始まるわけでございますけども、新たな生産性向上加算というのが設けられるわけでございまして、これがブランド化とか、加工、販売、機械・農作業の共同化、あるいはスマート農業による省力化ということで、まさに議員ご指摘のですね、生産額をいかに上げるということにも通じるわけでございますけども、是非こうした新たな対策もあるわけですからこの取り組みの多くの協定組織で取り組んでいただいて、今議員ご指摘のようなことがですね、解決に向けて取り組みができるよう農業担い手支援センターを中心としてですね、この直接支払制度ということについても支援も行ってまいりたいというふうに思っております。

次に、高収益作物についてのご質問、ご提案でございます。

近年国・県においても水田園芸の推進に向けた施策を打ち出しておりまして、本町に

においてもこの機会に可能性を研究する必要があると考えるところでございます。

そうしたことから、令和２年度では、県推奨６品目の１つでございます、白ネギの実証試験を行うことにしております。

白ネギに取り組むにあたりましては、議員おっしゃいますように出口の事が大切でございます、ＪＡとも検討を重ね、技術指導等の指導いただく県農業普及部のご意見もいただきながら、この白ネギということで選定したところでございます。

やはり、高収益作物につきましてはマーケットインということで、売れるモノを作るということで、これももちろんの事なんですけども。この発想が求められておりまして、特に出口の部分がしっかりしていないと、値崩れするようでは所得向上につながらないということでございまして、販売を担うＪＡしまねにおきまして、これ議員からございました。リレー出荷、これ白ネギの場合ちょっとやはり年間を通じてということにはならないことありますけども、そこはそこなりにですね、やっぱりしっかりとしたマーケットを確保するというので、ＪＡしまねが一体となって取り組んでいただきたいというふうに思っておりますし、またそうした要望もですね行っておるところでございます。とは言えですね、これも議員からご指摘ございました。議員は生産者気質ということをおっしゃいましたが、いわゆる飯南町民気質でございまして、まあ正直なところがですね、まあ率直という言葉ですか、中々飯南町ではこうした園芸作物にはこうした取り組む中々あれにならない。特に果樹についてはですね、ならないということでございまして、ああした町もですね、りんご園も設けておりますけども中々そうした出雲市とか近隣のように民間が取り組むということにはなっていないわけでございます。そうしたところのですね、水稻栽培を中心としてきた中で、まあこれ随分時間経つんですけども、こうした園芸畑作に対してですね向かっていうことであれば、意識は変えていなくてはならないというふうに思っております。そうした意識改革をですね念頭にやっておりますけども、現在鹿児島からミニトマトということで福岡さんにですね、おいでいただいて何年かやっていたいておる。あるいは露地野菜ということで遊喜さんという方ですね、実際にやって見せていただいておりますのでございます。そうしたところのこの二人のですね、また色々なお話も色々な機会です、していただく。あるいは習わせていただきまして、その町民気質といいますか、そうした高収益作物に取り組もうというところの意識を変えていく必要があるというふうに思っております。

もう一つが労力の問題です。議員これご指摘ございせんでしたけども、やっぱり園芸ということになれば、それなりの労力がかかってくるということでございまして、この担い手不足をどのように取り組むかということでございますけども、そこで先般法制化されました、特定地域づくり事業推進法での特定地域づくり事業協同組合。所信表明で述べておりますけども、こうしたものを設立をいたしまして、そうしたことに取り組める環境づくりも検討してまいりたいというふうに思っております。

そのような事を踏まえて、議員から具体的にさつまいもの栽培について、ご提案いただ

いたわけでございます。議員からご紹介ございました。このさつまいもにつきましては、ああして本当に現在取り組んでいる皆さまの熱心な取り組みによりましてですね、飯南のさつまいもということで、大変高い評価をいただいておりますわけでございます、まさにですね、これ議員からございましたけども、この飯南町でなくては、もちろん技術、それから人ということありますけども、土質、気候ということをおっしゃいましたが、まさにそれはお金を掛けても他では出来ない、揃えられない宝であるわけございまして、このさつまいもにつきましても島根大学の先生にですね、なぜ飯南町こうした美味しいさつまいもが出来るかという研究をしていただいたということでございますけども、今のような栽培方法をももちろん有機質をたっぷり入れてということがありますが、標高ということ、それから気候というのがですね、それから黒ごくこれはですね、色々なものが混ざって、大変美味しいものが出来ておるということでございますので、他で出来ないさつまいもということだと思いうわけございまして、そうした本町に適しておる。そしてそれが実証されておるということでございます。

そうしたことを踏まえましてですね、ご提案につきましては今の農業振興計画が、いわゆる令和2年度までということでございまして、いよいよ令和3年度から第3期の飯南町農業振興計画に入るということでございまして、本年はその次に向けてのですね、色々議論をしていくということでございますから、この具体的なさつまいもにつきましてもですね、農業振興計画の中にどういう風に位置づけられるのか、位置づけるのか、そこをしっかりとですね、関係の皆さま方と議論してまいりたいと思うところでございまして、これからきちっと農業振興計画で、町民の皆さま方みなでこれでいこうということであれば、それは町としてもですねその役割というのは自ずとあるいうふうに思っております。

○5番（門 眞一郎）

以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 5番、門 眞一郎君の質問は終わりました。

○議長（早樋 徹雄） ここで矢飼教育長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

○教育長（矢飼 齊） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 齊） 番外。

私の答弁において誤りがありましたので訂正のお願いをする次第でございます。

7番議員の答弁でございます。

私を教育長に任命された町長ならびにそれに同意いただいた議員の皆さまの信頼を損ねたと言うべきところを、私を町長に任命された町長ならびにそれに同意いただいた議員の皆さまの信頼を損ねたという言い間違いをしておりました。

大変緊張している中でですね、申し訳ないことを謝りを言いました。誤りを訂正させていただくと共にお詫び申し上げます。すみませんでした。

○議長（早樋 徹雄） 以上で一般質問を終わります。

お諮りいたします。

以上で本日の日程を終了し、これにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会します。

なお、7日及び8日は休会、

9日から13日は各常任委員会、

14日及び15日は休会、

16日は各常任委員会及び午後1時から予算特別委員会。

17日は、午前9時から本会議を開催いたします。

ご苦勞様でございました。

午後1時52分散会
